

本巢市国土強靱化地域計画

～強く、しなやかで暮らしやすいまち・本巢を次世代に引き継ぐために～



本 巢 市

表紙写真 左上

濃尾地震により発生した根尾谷断層（道路より左）と根尾谷地震断層観察館（右端）

表紙写真 右下

平成14年災害（台風6号）によって出水した根尾川の様子

— 目 次 —

はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	2
第1章. 強靱化の基本的考え方	3
1. 目指すべき将来の地域の姿の想定	3
2. 基本目標	3
3. 強靱化を推進する上での基本的な方針	3
4. 計画改定の進め方	5
第2章. 本市の地域特性	6
1. 地理的・地形的特性	6
2. 気候的特性	7
3. 地質と活断層	8
4. 過去の災害	9
5. 社会経済的特性	11
第3章. 計画策定に際して想定するリスク	13
1. 巨大地震（南海トラフ地震、内陸型直下型地震）	13
2. 風水害（洪水・土砂災害）	14
3. 雪害	14
4. 火災	14
第4章. 脆弱性評価	15
1. 脆弱性評価の考え方	15
2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定	15
3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	18
第5章. 強靱化の推進方針	19
1. 推進方針の整理	19
2. 施策分野ごとの強靱化の推進方針	19
第6章. 計画の推進	46
1. 施策の重点化	46
2. 毎年度の年次計画の策定	49
3. 計画の見直し	49
別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	別紙 1p
別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果	別紙 21p
別紙3 リスクシナリオごとの推進方針	別紙 39p
別紙4 関連事業一覧	別紙 54p

はじめに

1. 計画策定の趣旨

我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、土砂崩れ、土石流、洪水、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件にあり、これまで阪神・淡路大震災、東日本大震災など数多くの災害に繰り返し見舞われてきた。

様々な自然災害発生の際に、甚大な被害から長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、事前の防災・減災対策と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することで、いかなる災害等が発生しようとも最悪の事態を回避することを目的に、国において、平成25年12月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という）」が公布・施行された。その後、平成26年6月には基本法に基づき「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）」が策定され、平成30年12月に国基本計画の変更、令和5年6月に基本法が改正され、これを受けて令和5年7月に国基本計画が改正された。また、岐阜県においても、国基本計画の改正を受けて、令和7年3月に「第3期岐阜県強靱化計画（以下、「県計画」という）」が策定された。

本市においても、風水害や巨大地震など、いかなる自然災害が発生した場合でも機能不全に陥らず、強く、しなやかな本巣市を実現するため、以上のような背景を反映した本巣市国土強靱化地域計画に見直すものである。

2. 計画の位置付け

本計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、あらゆるリスクを見据えて、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるため、強靱な社会を事前に作りあげていく指針として策定するものである。

本市における防災対策を定めた計画として、災害対策基本法に基づく本巣市地域防災計画があり、災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められている。

本計画は、市の行政運営を計画的に進めるための最上位計画である第1次本巣市市政運営方針と整合・調和を図り、本巣市地域防災計画等の各種分野別計画の国土強靱化に関する指針となる計画として位置付けるものである。

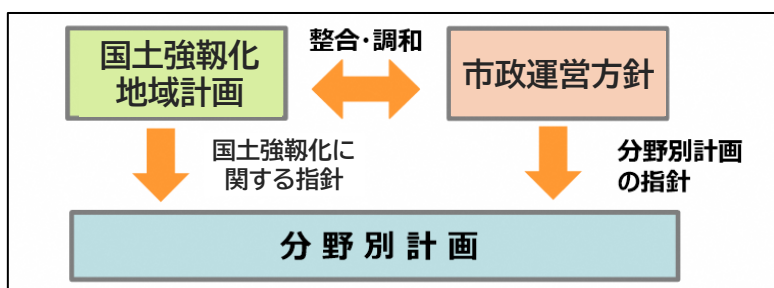


図 1 本巣市市政運営方針と国土強靱化地域計画の関係性

3. 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とする。

第1章. 強靱化の基本的考え方

1. 目指すべき将来の地域の姿の想定

～強く、しなやかで暮らしやすいまち・本巢を次世代に引き継ぐために～

本計画における目指すべき地域の姿は、国、県における国土強靱化の理念である「強くて、しなやかな」というキーワードと、第1次本巢市市政運営方針の将来像で掲げる「暮らしやすいまち」を踏襲し、設定したものである。

2. 基本目標

国土強靱化基本法第14条では、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、本巢市国土強靱化地域計画の策定にあたっては、国・県の計画と調和を図り、以下の4項目を基本目標として強靱化を推進する。

- 市民の生命の保護が最大限図られること
- 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

3. 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化基本計画における強靱化の理念、基本的な方針や、第1次本巢市市政運営方針の将来像やまちづくりの視点等を踏まえ、以下の基本的な方針に基づいて強靱化を推進する。

(1) 平時の地域づくり、市の将来像の実現との連携

本計画の推進にあたっては、少子高齢化社会が進行するなか「持続可能な成熟した社会」への発展を遂げ、第1次本巢市市政運営方針で掲げる将来像「ひととまちがつながる笑顔あふれ 暮らしやすいまち・本巢」を実現するため、防災・減災の視点とともに、平時における地域づくりの視点をもって取り組む必要がある。

各種リスクを見据えた非常時を想定した防災対策と、第1次本巢市市政運営方針や地方創生との連携、産業振興、快適な住環境整備、地域コミュニティ形成といった施策を一体的に推進し、複合的・長期的な視点をもって、“しなやか”な防災社会の実現と、“暮らしやすいまち”の実現に取り組む。

少子高齢化といった本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた上で、市民一人一人を災害対策や災害復興時の回復力の源泉ととらえ、人口の減少傾向に歯止めをかける「地方創生」の取組との連携を図る。合わせて、第1次本巢市市政運営方針に掲げる市の重要施策との相乗効果が得られ

るように取組を進める。

(2) 効率的・効果的な取組推進

限られた財源、人的資源の中で着実に国土強靱化の取組を進めるため、効率性を踏まえた事業の選択を実施し、資源の有効活用を図る。市が策定した公共施設等総合管理計画の方針を踏まえ、既存インフラの有効活用に努めるとともに、国、隣接市町、民間事業者、市民など関係者相互の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組を進める。その際、国・県と連携し、制度を最大限活用した強靱化の取組を推進する。

また、市民の需要の変化等を捉え、平時における有効活用と非常時の防災対策を両立できる施策を優先して実施する。

防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と、訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。

(3) 市民協働と防災人材の育成、地域コミュニティの活用

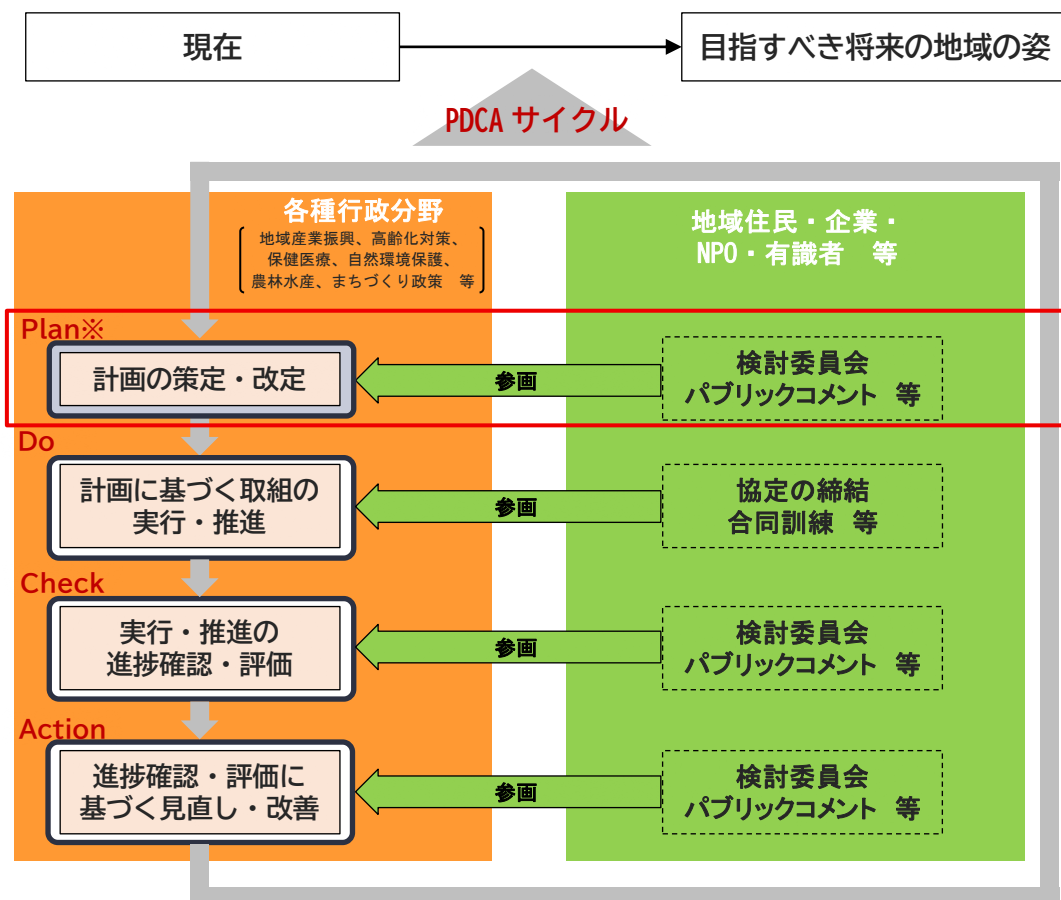
第1次本巢市市政運営方針においては、「未来へつなげる住みよいまち」「一人一人が自立するまち」「支え合い、つながり広がるまち」をまちづくりの視点とし、多様化する地域課題に対して、一人一人が自ら考え行動し、課題解決へ取り組んでいくことが重要とされている。強靱化の担い手は市民一人一人であるという視点に立ち、自らの災害リスクを認識し、防災気象情報、避難情報等を活用して、「自らの命は自ら守る」あるいは「命最優先の避難」といった我が身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会、自主防災組織等を通じた継続的な防災教育の取組を進める。

それぞれの地域が有する人のつながりやコミュニティ機能を最大限活用するとともに、地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、地域コミュニティの強化が災害時にも強い地域社会を構築する視点を持って取組にあたる。

財政状況が逼迫している中、地域の特性・実情に応じて、自助、共助、公助の取組を的確に組み合わせる必要がある。市と、企業・団体、NPO、ボランティアなどの民間事業者等との連携や、ハード対策・ソフト対策の連携による取組を進める。

4. 計画改定の進め方

本計画の策定に関しては、国（内閣府）より「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン」が発行されている。本計画は、同ガイドラインに記載の手順を踏襲して改定する。



※Planの一般的な手順

- STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP2 リスクシナリオ(最悪の事態)、施策分野の設定
- STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP4 リスクへの対応方針の検討
- STEP5 対応方策について重点化、優先順位付け

図 2 国土強靱化地域計画見直しイメージ

出典：国土強靱化地域計画策定・見直しガイドライン（第2版）(p105)

第2章. 本市の地域特性

1. 地理的・地形的特性

本巣市の位置関係

本市は、岐阜県の南西部に位置し、北は福井県大野市、東は山県市、関市、岐阜市、西は大野町、揖斐川町、南は瑞穂市、北方町に接している。

本市は、越美山系に属する北部の山間部と根尾川の扇状地から広がる南部の平野部から成る東西17km、南北43km、総面積374.65km²の南北に細長い地域である。

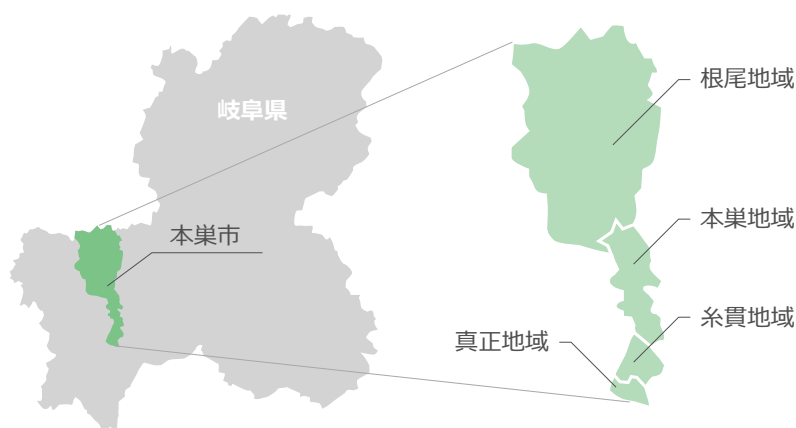


図 3 本巣市の位置

市内を流れる主な河川

本市の西端には、能郷白山を源とする根尾川が南へ貫流している。北部の山間部では、数多くの支溪流が根尾川に合流している。

南部の平野部には、長良川に合流する糸貫川、犀川、政田川等の中小河川やこれらに注ぐ小河川、用排水路が流れている。

なお、根尾川は、本市山口付近で席田用水、真桑用水に分流し、灌漑用水として利用されている。



図 4 市内の主な河川

市内の主要な道路・鉄道

本市の道路は、市内を南北に縦断する国道 157 号を基軸とし、東西に横断する国道 303 号、418 号、主要地方道関本巢線、岐阜大野線、岐阜関ヶ原線が骨格を形成している。

都市計画道路は、東海環状自動車道、糸貫インター線（国道 157 号）、長良糸貫線の 3 路線が決定されている。東海環状自動車道は、中京圏の放射状道路ネットワークを環状道路で結び、広域ネットワークを構築することで、企業活動の向上、物流の効率化、観光活性化等の様々なストック効果が期待される。

本巢市役所から、車で県都岐阜市まで 20 分ほど、副県都大垣市までは 30 分ほど、また、名古屋市中心部まで車で 1 時間 20 分ほどである。

鉄道は、第 3 セクター樽見鉄道が南北に縦断し、住民の通勤、通学、買い物等日常の移動手段となっている。

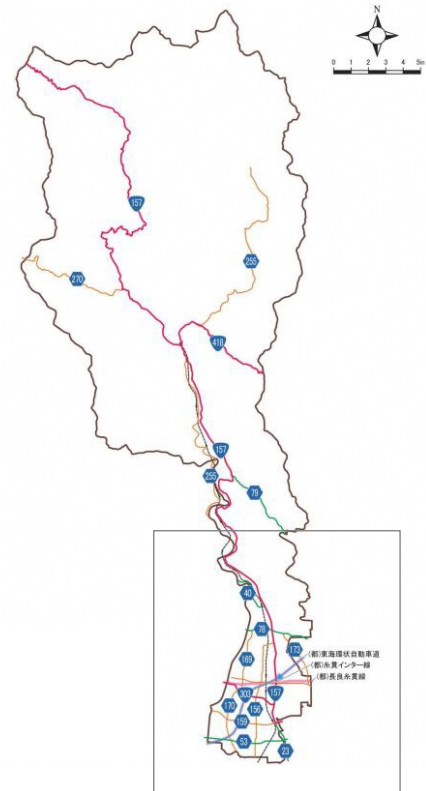


図 5 市内の主な道路

出典：第 3 次本巢市道路網整備計画
(令和 6 年 3 月 本巢市)



2. 気候的特性

本市の本巢、糸貫、真正地域は、太平洋岸式気候に属し、梅雨から夏にかけて南東の季節風の影響を受け、高温多湿で降雨量も多い。冬は北西の季節風の影響を受け、低温で降雨量も少ない。風は夏に南東の季節風、冬は「伊吹おろし」と呼ばれる北西の冷たい季節風が吹く。

根尾地域は、太平洋型の気候圏内ではあるが、美濃の南部の東海気候型区に対し、中央日本多雪気候型区として区別される。このため、夏は冷涼多雨、冬は寒気が厳しく 1～3 月は降雪があり、県下でも多雨地帯に属している。

3. 地質と活断層

北部の山地は、主に美濃帯と呼ばれる堆積岩類からなり、活断層で区切られた複雑な構造や風化の影響を受けて、崩壊を起こしやすい地質である。南部の平野部は、根尾川が氾濫して形成された扇状地堆積層や軟弱な旧河道が分布し、地震動による液状化が起こりやすい地質である。

また、本市周辺には、過去に大きな地震を引き起こした濃尾断層帯を始めとする活断層が、数多く分布している。



図 6 断層分布図

出典：第3期岐阜県国土強靱化計画（令和7年3月 岐阜県）

4. 過去の災害

(1) 地震

「濃尾大震災」は、明治 24 年 10 月 28 日に根尾谷を震源地として発生した。このときにできた根尾谷断層は地表面に現れたものだけで全長 80km にも及んだ。根尾谷の水鳥(本巣市根尾)には、最大で垂直 6 m のずれが生じた。根尾の山々は、この地震のため崩落し、山肌が一瞬のうちにはぎ取られ、木が 1 本もなくなったところが多かった。さらに崩壊した土砂が根尾川を塞ぎ、湖が形成されたところもあった。深い谷に沿って延びる道路も寸断され、谷に架かる橋も落下した。

(2) 風水害

本市の記録的な風水害として、「昭和 40 年災害」「昭和 40 年の集中豪雨」「昭和 51 年豪雨災害」「昭和 61 年災害」「平成元年災害」「平成 10 年災害」「平成 14 年災害」「平成 30 年台風 21 号」があげられる。

昭和 40 年災害では、台風 23 号、台風 24 号及び前線の影響により、根尾川上流域の山間部において局地的な豪雨となり、洪水による家屋の浸水、橋の流失、道路の損壊、農地の流失埋没等の被害が発生した。

昭和 40 年 9 月 14 日～15 日にかけての集中豪雨では、根尾白谷で大規模な崩壊が発生した。推定の崩壊土砂量は 107 万 m³ で、現在も土砂を生産し続けている。崩壊による直接的な被害は生じなかったが、崩壊土砂の一部は白谷を流下し、自谷中流部を広く埋積させるとともに、八谷本川に流入し河床が上昇した。

昭和 51 年 9 月の豪雨災害では、台風 17 号の影響により、記録的な豪雨となり、市内各地で浸水被害が発生した。

昭和 61 年災害では、根尾の松田観測所で時間最大雨量 104mm を記録する局地的な集中豪雨となり、根尾松田地区で土石流災害が発生して、栃ヶ洞谷では下流の民家が土砂で埋没するなどの被害が発生した。

平成元年災害では、秋雨前線の影響により、根尾樽見地区を中心に総雨量 600mm を超える集中豪雨となり、各地の小溪流において土石流が発生し、家屋や道路等に多大な被害が発生した。

平成 10 年災害では、7 月の豪雨により、根尾越波地区や根尾下大須地区等で土砂災害が発生した。

平成 14 年災害では、台風 6 号及び梅雨前線の影響により、岐阜西濃地方で時間 100mm を超える豪雨となり、東板屋地区や松田地区等で浸水被害が発生した。特に水鳥地区の地震断層観察館においては、根尾川の氾濫により、全館が 1.5m ほど水没したため、長期間の休館を余儀なくされるなど多大な被害が発生した。

平成 30 年の台風 21 号では、近畿・東海地方を中心に大規模停電が発生した。市内では最大 4,500 戸に及ぶ停電被害が発生した。

(3) 雪害

本市の記録的な雪害として「昭和 56 年豪雪」「平成 18 年豪雪」があげられる。

昭和 56 年豪雪では、樽見観測所で月最深積雪 164cm を記録し、建物破損の被害や、集落の孤立が発生した。

平成 18 年豪雪では、樽見観測所で観測史上最高の月最深積雪 171cm を記録し、建物破損の被害や、屋根から落ちた雪に埋もれて死亡する人的被害が発生した。

5. 社会経済的特性

(1) 人口

本市の人口は、平成 22（2010）年まで増加傾向を示していたが、以降減少傾向に転じた。令和 2（2020）年では 32,928 人となっている。

年齢 3 区分別の人口では、平成 12（2000）年には老年人口（65 歳以上人口）が年少人口（15 歳未満人口）を上回り、令和 2（2020）年では、老年人口が 10,080 人、年少人口が 4,192 人となっている。これに伴い、生産年齢人口は減少し、令和 2（2020）年では 18,656 人となっている。

総人口の推計では、いずれの推計パターンとシミュレーション※においても人口が減少傾向となっている。

※推計パターンとシミュレーション（図 8）

パターン 1：社人研推計準拠、本巢市推計：岐阜県推計準拠、前回本巢市推計：平成 27（2015）年国勢調査ベースの社人研推計準拠

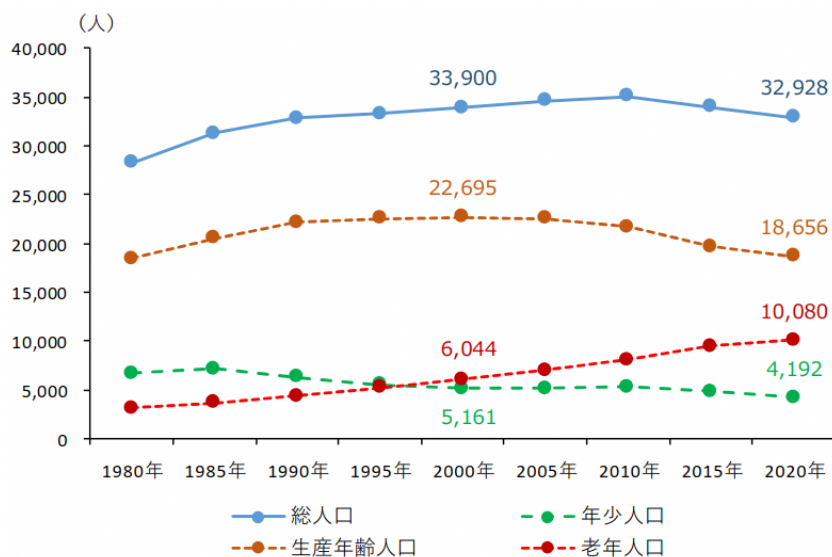


図 7 人口の推移

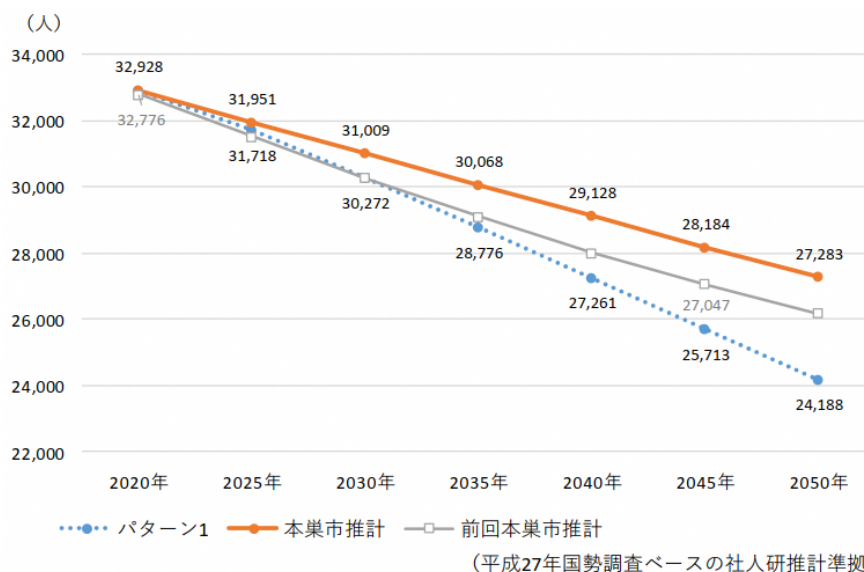


図 8 推計パターン別にみた総人口の推移

出典：本巢市デジタル田園都市構想総合戦略（令和 7 年 3 月 本巢市）

(2) 経済活動

本市の市内総生産額の推移をみると、平成 21（2009）年度までは減少し、平成 23（2011）年度から増加している。令和元（2019）年から令和 2（2020）年にかけて減少しており、コロナ禍の影響と考えられる。統計上直近の令和 3（2021）年度は約 1,319 億円となっている。

産業大分類別に見た売上高の構成比についてみると、製造業、建設業、卸売・小売業の割合が高く、第 2 次産業と第 3 次産業がそれぞれ半数近くを占める産業構造となっている。

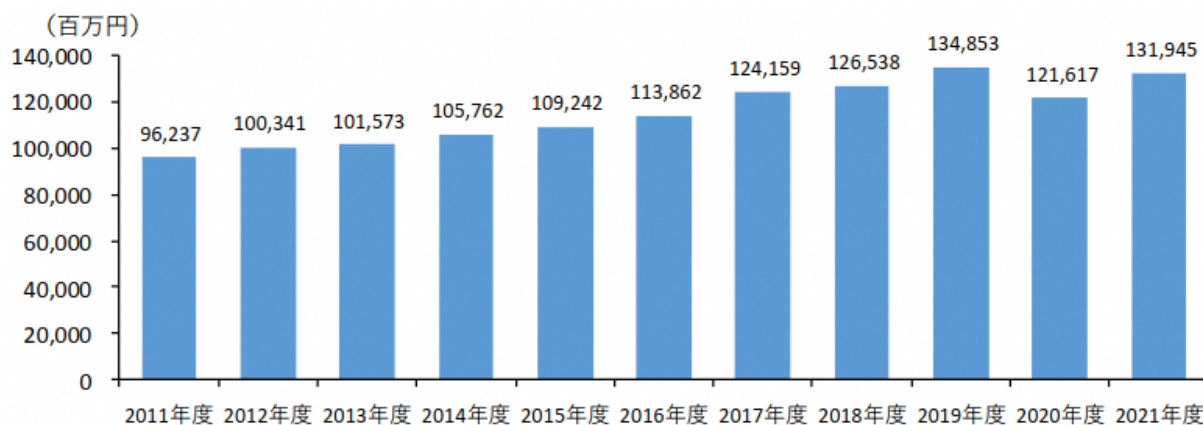


図 9 市内総生産額の推移

出典：本巢市デジタル田園都市構想総合戦略（令和 7 年 3 月 本巢市）

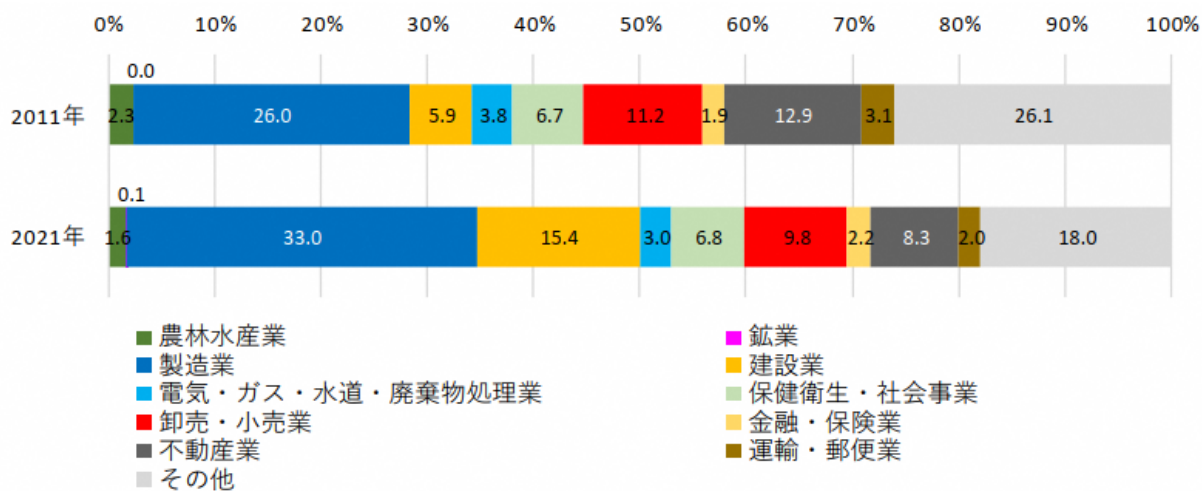


図 10 産業大分類別に見た売上高の構成比

出典：本巢市デジタル田園都市構想総合戦略（令和 7 年 3 月 本巢市）

第3章. 計画策定に際して想定するリスク

本計画においては、本市において発生頻度が高い災害類型である風水害や雪害、火災、ひとたび発生すれば甚大な被害が生じる巨大地震等の大規模災害を想定するリスクを対象とする。

また、地域的な特性があるため、4地域ごとに想定するリスクを設定する。

表 1 本巢市の想定する自然災害

自然災害	災害の想定	根尾	本巢	糸貫	真正
巨大地震 (南海トラフ地震、 内陸直下型地震)	巨大地震による建物、公共施設の被害	○	○	○	○
	地震による密集市街地の大規模火災			○	○
	液状化による建物、公共施設の被害		○	○	○
風水害	集中豪雨による根尾川の破堤氾濫		○	○	○
	集中豪雨による中小河川の氾濫	○	○	○	○
	集中豪雨による土砂災害	○	○	○	
雪害	豪雪による災害	○			
火災	暴風による林野火災	○	○	○	
	暴風による密集市街地の大規模火災			○	○

1. 巨大地震（南海トラフ地震、内陸型直下型地震）

本市は、日本史上最大級の内陸型直下型地震である濃尾地震により、大きな被害を受けた経験を持つ。

内陸型直下型地震の原因となる本市周辺の主な活断層としては、「揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯」「養老-桑名-四日市断層帯」がある。

揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震が発生すると、岐阜・中濃圏域の一部で震度7が予測され、本巢市では震度6強の揺れが予測される。断層に近い地域では衝撃的な揺れにより液状化のおそれがある。

養老-桑名-四日市断層帯地震が発生すると、断層に近い岐阜・西濃圏域で震度7が予測され、本巢市では震度6強の揺れが予測される。断層に近い地域では衝撃的な揺れにより液状化のおそれがある。

南海トラフ地震が発生すると、岐阜県全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、本巢市では震度6弱の揺れが予測される。地震動の継続時間が長いため、緩い地盤のほとんどの範囲で液状化のおそれがある。

巨大地震による建物・公共施設の被害は、市内全域で想定される。地震による密集市街地の大規模火災は、市街地である糸貫地域と真正地域、液状化による被害は、本巢地域、糸貫地域、真正地域で想定される。

2. 風水害（洪水・土砂災害）

本市は、過去に幾度も豪雨に伴う洪水や土砂災害により、大きな被害を受けた経験を持つ。

市域は、県内でも最も多雨な地域にあり、低平地に人口が集中するとともに山間部の河川沿いに集落が分布していることから、洪水や土砂災害による被害を受けやすい特性がある。

近年は、全国的にも短期的・局部的豪雨が頻発しており、現在の河川の安全度を上回る出水が発生すると、破堤や越水により、河川が氾濫し、浸水被害が発生するおそれがある。

根尾川が破堤すると、本市の南部（本巣地域、糸貫地域、真正地域）が浸水するおそれがある。また、根尾川上流部や糸貫川、犀川等の中小河川についても、市内の至る所で、河川の氾濫により浸水のおそれがある。

市内には、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等が数多く存在しているため、山間部の根尾地域や山裾部に集落が分布する本巣地域、糸貫地域では、土砂災害による被害のおそれがある。

また、崩壊土砂が河道を閉塞した場合には、崩壊部上流側の湛水及び河道閉塞箇所の決壊に伴う下流側の土石流により甚大な被害が発生するおそれがある。

3. 雪害

本市は、昭和 56 年や平成 18 年の豪雪で被害を受けている。

根尾地域が豪雪地帯対策特別措置法による指定豪雪地帯となっており、豪雪地帯では、積雪・雪崩による災害、除雪中の事故、大雪による孤立集落の発生、森林の被害のおそれがある。

4. 火災

本市は山地や森林を多く抱え、強風乾燥下における大規模な林野火災のおそれがある。林野火災による被害は、山地や森林がある根尾地域、本巣地域、糸貫地域で想定される。

また、密集市街地では、道路・通路が狭く、建物間の距離も狭いため、地震時に建物が倒壊して避難路をふさぐおそれがある上、地震や強風で発生した火災が拡大するおそれがある。

密集市街地がある糸貫地域、真正地域で火災による被害が想定される。

また、産業の発展と生活様式の多様化等に伴い、ガソリンスタンド等各種の危険物施設及び家庭用品においても危険物品が増加し、火災発生の危険性は増大しつつある。

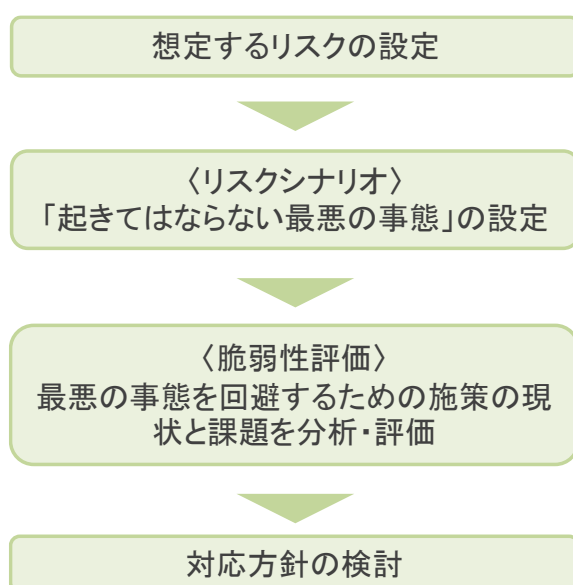
第4章. 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国基本計画・県計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方針を検討している。

本計画策定に際しても、国・県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方針を検討する。



2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国基本計画・県計画では、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。

本計画においては、これを参考に、先に述べた想定するリスクや本市の地域特性を踏まえ、「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

表 2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、 直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		1-2	集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムが決壊など）による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生
		1-4	避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生
		1-5	暴風雪や豪雪等に伴う災害（孤立、大規模車両滞留など）による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、被害を最小限に抑えとともに関連死を最大限防ぐ	2-1	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
		2-6	想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止
		5-2	幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、建設業者ほか地域に精通した技術者）の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-3	公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-6	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
7	孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える	7-1	孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態
		7-2	地震後の豪雨災害や地震後の原子力災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」それぞれについて、各分野の関係部局が実施している個別施策の取組状況、課題などから、脆弱性評価を行う。

また、複数の施策分野に係るリスクシナリオが多数存在することから、施策分野ごとの脆弱性を的確に把握するため、施策分野ごとの評価も行う。

施策分野は、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせにより、一体的・効果的な取組を推進するため、市の機構（部局構成）も鑑み、9つの個別施策分野、4つの横断的施策分野を設定する。評価結果は別紙1・2のとおりである。

◆個別施策分野

- (1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～
- (2) 国土保全 ～河川、砂防、治山等対策～
- (3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～
- (4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～
- (5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～
- (6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～
- (7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～
- (8) 行政機能 ～公助の強化～
- (9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

◆横断的施策分野

- (10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～
- (11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～
- (12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～
- (13) デジタル等新技术活用 ～デジタル等新技术による強靱化施策の高度化～

第5章. 強靱化の推進方針

1. 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び「脆弱性評価」を行うにあたり設定した13の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理する。

リスクシナリオごとの推進方針の検討結果は別紙3のとおりである。

2. 施策分野ごとの強靱化の推進方針

推進方針は、目標に照らして必要な対応を13の施策分野ごとにとりまとめたものである。それぞれの分野間には相互に関連する事項があり、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

環境省による「第五次環境基本計画中間とりまとめ（平成29年8月）」では、『地方公共団体を始めとする地域の視点を取り入れ、SDGs※の考え方を活用して地域における各種計画の改善に資するようなものにすることが必要である。』と明記されている。本計画においてもSDGsの理念や考え方を取り入れる。

※ SDGs (Sustainable Development Goals)

平成27(2015)年の国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むもの。

施策目標とする指標の設定

13施策ごとの推進方針に、施策目標とする重要業績評価指標（KPI）を設定する。重要業績評価指標（KPI）の目標値の設定にあたっては、本市が取り組む政策の方向性を取りまとめた「第1次本巢市市政運営方針」と整合を図る。なお、重要業績評価指標（KPI）は、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度の年次計画を設定する過程において、適宜見直しを行う。

SDGs の視点

本県市国土強靱化地域計画では、施策分野ごとに「SDGs の 17 の目標」を関連付ける。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1.貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10.人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2.飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11.住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3.すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12.つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4.質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13.気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14.海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6.安全な水とトイレを世界中に 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15.陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16.平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8.働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9.産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの拡大を図る</p>		

強靱化の推進方針

(1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～



【幹線道路、東海環状自動車道 IC アクセス道路整備】

- ・南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップが期待される。そのため、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海環状自動車道等の整備に合わせてアクセス性の強化を図る。また、広域のかつ高規格の幹線道路を軸とした、市内の幹線道路ネットワークの構築及び本巣市道路網整備計画を推進する。

【孤立集落の発生に備えた樹木伐採】

- ・本市の地形的特性上、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き促進する。

【道路ネットワークの確保】

- ・風水害、地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の長寿命化耐震化等を推進していく。また、緊急輸送道路等の確保と共に、それに繋がる幹線道路等の整備についても必要性等を勘案し、橋梁の長寿命化、耐震化等災害に備えた対策を進める。
- ・災害時において、道路交通の安全を確保するため、歩行者や自転車、自動車等が適切に分離された安全な道路空間の整備や防護柵・標識・路面表示等、計画的な交通安全対策を推進する。

【道路整備・狭あい道路解消】

- ・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。
- ・安全で安心なまちづくりのために、また、緊急車両等の通行に妨げがないよう狭あい道路の整備を促進する。

【無電柱化対策】

- ・電柱等の倒壊から緊急輸送道路等を確保するため、必要性等を勘案し、占用制限や計画的に無電柱化の整備をする。

【道路における大雪対策】

- ・大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。また、市内の主軸道路を管理する県との連携を密にする。

【道路啓開の迅速な実施】

- ・ 発災時に「本巢市地域防災計画」にある「啓開作業の実施」に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

【運輸・交通事業者の災害対応力強化】

- ・ 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道等の車内に多数の旅客が取り残される事態を回避するため、事業者及び周辺自治体との情報共有や連絡体制を確立する。また、事業者に風水害タイムラインに応じた行動指針の策定を促す。

【樽見鉄道との連携、存続支援】

- ・ 樽見鉄道は、地域を支える重要な交通機関であることから、県及び沿線自治体などと連携し、存続を支援する。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R 6 現状	〈目標値〉R12
狭あい道路整備件数	15 件	21 件
市道糸貫 2008 号線整備事業	0 %	70%
市道真正 2010 号線整備事業	0 %	100%
市道糸貫 0112 号線整備事業	0 %	100%
市道糸貫 0008 号線整備事業	0 %	80%
市道糸貫 2015・2217 号線整備事業	0 %	80%
市道真正 1044 号線整備事業	0 %	40%

(2) 国土保全 ～河川、砂防、治山等対策～



【河川整備の促進】

- ・記録的な豪雨により、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、近年の気候変動等の影響を踏まえると災害リスクが高まることが予想される。そのため、ハード対策と平時の利用を考慮したソフト対策の両面を駆使し、地域特性を踏まえた防災・減災対策を推進する。

【砂防、急傾斜地崩壊防止、雪崩対策】

- ・土砂災害のおそれのある警戒区域の対策を国及び県に要望し、これを促進する。また、土砂災害対策及び雪崩災害対策事業を推進する。
- ・豪雪地帯において、雪崩による災害から人命を守る集落保護を目的として、必要な箇所については、県と協力し雪崩防止工事を実施する。

【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】

- ・集中豪雨等による土砂災害への予防対策として、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進していく。県においては、地域特性を踏まえた総合的な土砂災害対策を計画的に進められており、その一部である急傾斜地及び道路法面の崩壊による災害防止を県と連携し、計画的に事業を推進する。

【森林の保全・治山対策】

- ・山地における自然災害を防止するための対策として、治山事業（溪間工、森林整備等）による対策を県に要望し、これを促進する。

【TEC-FORCE の派遣体制確立】

- ・国土交通省の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）やリエゾンについて、受入れに係る体制を確立するため、連携を強化し、応急復旧を迅速に行う体制の充実を図る。

【液状化・地盤沈下対策の推進】

- ・液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過などの把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する啓発を行う。特に、液状化現象により生じる被害について市民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行う。
- ・液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う。
- ・強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には、地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害の二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行う。

- ・ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施する。

【気候変動を踏まえた防災対策の推進】

- ・自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組を推進する。
- ・気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する流域治水を促進する。

(3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～



【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

- ・農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援を継続する。

【農地の復旧・復興】

- ・早期の営農再開に向け様々な助成制度を活用して、農地整備を通じた農地の面的集約、経営の規模拡大を目指し競争力ある経営体を育成する。

【農業施設の用排水機能確保】

- ・農業施設の経年劣化等が進行しているため、機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や更新を図る。
- ・安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

【農林道の整備】

- ・「本巣市森林整備計画」等に基づく林道の計画的な整備を促進するとともに、既存林道や施設の維持管理をする。また、農業の振興を図る地域の支線的な農道等についても施設の維持管理をする。

【災害に強い森林づくり】

- ・「本巣市森林整備計画」により森林機能区分に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を県とともに適宜実施し、健全な森林資源の維持造成を図る。

【鳥獣害対策】

- ・災害時でも安定的に農産物を生産するために農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する。

【卸売市場施設整備の推進】

- ・災害時においても生鮮食料品等の安定供給を確保するため、卸売市場の整備を支援する。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R6 現状	〈目標値〉R12
事業を利用した間伐面積 (単年)	33ha	23ha (R11)

(4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～



【民間建築物の耐震化】

- 令和5年度の市内の住宅の耐震化率は80%、多数の者が利用する特定建築物（1号建築物）の耐震化率は90%となっている。防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施するとともに、耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

【空き家対策】

- 令和5年度の住宅・土地統計調査の結果、市内には約1,440戸（空き家率11.1%）の空き家の推計がされた。今後は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づき策定した本巣市空家等対策計画の基本方針に則して空家等対策協議会を設置するとともに、適正な管理が行われていない空き家の利活用や除却を促進し、空き家対策を総合的かつ計画的に実施する。

【ブロック塀の除却推進】

- ブロック塀等の倒壊による被害の防止と道路の通行の安全のため、撤去又は改修を対象に補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀の除却を推進する。

【大規模盛土造成地対策】

- 盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的で開催する。
- 市内の大規模盛土造成地の把握に努めるとともに、大規模盛土造成地であると判明した場合には滑動崩落防止などの予防対策を行い、被害の軽減を図る。

【帰宅困難者対策】

- 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査（平成24年度 岐阜県）に基づき、南海トラフ巨大地震の帰宅困難者は192人と想定され、食料、飲料水、寝具を備蓄している。今後は、備蓄品の適切な維持管理に努めるとともに、帰宅困難者の誘導、受入れ、備蓄品の配布等について、体制の強化を図る。

【被災住宅への支援】

- 被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化する。また、被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。

【避難所の防災機能・生活環境の向上】

- ・避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する。その上で、災害発生時には、業界団体と締結した協定により可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する。

【仮設住宅、復興住宅の供給】

- ・仮設住宅、復興住宅として活用可能な敷地を把握しておく。また、運用にあたっては、地域コミュニティを重視する。

【市街地整備の促進】

- ・都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る。

【土地区画整理事業等の促進】

- ・土地区画整理事業・地区計画等を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市防災機能の向上を図る。

【公園整備の促進】

- ・公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的に整備する。

【道路整備・狭あい道路解消】（再掲）

- ・安全で安心なまちづくりのために、また、緊急車両等の通行に妨げがないよう狭あい道路の整備を促進する。

【地籍調査】

- ・土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き推進する。

【文化財の保護対策の推進】

- ・地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援を行う。

【環境保全の推進】

- ・本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりを推進する。

【復旧・復興体制の整備】

- ・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R 6 現状	〈目標値〉R12
木造住宅耐震診断実施件数	218 件/累計	278 件/累計
木造住宅耐震補強工事実施件数	34 件/累計	40 件/累計
建築物耐震診断事業実施件数	10 件/累計	16 件/累計
空き家率	11.1%	13.0%
ブロック塀撤去・改修実施件数	90 件	150 件
地籍調査進捗率	20.43%	20.65%

(5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～



【災害医療体制の充実】

- ・ 医療機関等との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める。
- ・ 医療機関等との連携を強化して、重篤化を未然に防ぐ取組を推進する。
- ・ 医療機関と連携して、災害時においても救急医療が実施できる体制を確保する。

【福祉施設、病院の耐震化】

- ・ 民間の社会福祉施設、病院に対し、耐震化を促すなど耐震化率の向上を図る。

【医療施設等におけるエネルギー確保】

- ・ 災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援をする。

【福祉支援体制の構築・要配慮者の避難の確保】

- ・ 高齢者介護施設の夜間等における職員を確保するため、非常時に参集できる体制の徹底と、職員の認識を高めていくよう依頼する。
- ・ 災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合の、迅速な避難の確保を図るよう避難支援関係者等と調整を図る。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進】

- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。また、タイムラインを考慮し、要配慮者利用施設との連携を図る。

【福祉施設等への支援】

- ・ 社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立について、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化を図る。

【避難所環境の充実】

- ・ 令和3年10月に改訂した避難所運営マニュアルに基づき、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう避難所環境の充実を図る。

【感染症対策】

- ・ 生活環境の変化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、市民一人一人へ感染症予防に関する対策の周知を図る。

【人材の確保・育成】

- ・関係機関と連携して、医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施等により医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

【被害認定調査の効率化】

- ・大規模災害時には、多くの住宅が被災し、罹災証明書の交付申請が集中することが予想される。罹災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、「罹災証明書交付事務マニュアル」を策定する。また、発行体制の強化を図るため、必要に応じてマニュアルを改正するほか、職員に対する研修を実施する。

【保健・栄養活動】

- ・不十分な健康管理による持病の悪化や新たな疾病の発症予防、生活環境の変化による心の不調やエコノミークラス症候群の予防など、災害時において迅速かつ効果的に保健活動が展開できるように対策を講じる。
- ・不十分な栄養環境による持病の悪化や低栄養を予防するため、緊急応援物資や備蓄物資を活用して、迅速かつ効果的に栄養活動が展開できるように対策を講じる。

【災害時健康管理体制の整備】

- ・発災初動における保健所との役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備が進んでいないことから、引き続き平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。

【公衆衛生意識の啓発】

- ・広報、メール配信、出前講座等により、日頃より感染症予防や災害時における健康・栄養・薬の管理の必要性を啓発し、市民意識の底上げを図る。

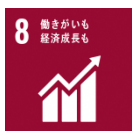
【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。
- ・家具を固定する意思はあるものの、取り付けができない高齢者等の情報を女性消防団から提供を受け、固定器具の取り付けを引き続き支援する。

【逸走動物対策】

- ・災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生じるおそれがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所（岐阜保健所、本巣・山県センターを想定）の設置・運営に向けた対策を講じる。

(6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～



【観光施設等の耐震化】

- ・市の管理する観光施設については、全て耐震基準を満たしているが、本巢市耐震改修促進計画に基づき、今後も建築物の耐震性能、重要度及び地震発生確率を考慮の上、耐震基準を維持するための管理を継続する。

【企業備蓄の推進】

- ・災害発生後の混乱する中で、各事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、交通結節点等各所で混雑が発生し、集団転倒の発生や、応急救助活動の妨げとなることが考えられるため、「むやみに移動を開始しない」という原則を広く周知するとともに、各事業所で従業員が待機することができるよう、事業所における備蓄を促進する。

【企業の事業継続支援】

- ・サプライチェーンの維持において、企業の事業継続や早期復旧が最も重要であり、BCP（業務継続計画）を策定しようとする中小企業に対し、内閣府（防災担当）が作成した「事業継続ガイドライン第三版」等の周知を実施し、策定率の向上を図る。

【本社機能の誘致・企業誘致】

- ・大都市近郊という地の利や東海環状自動車道西回りルート及びインターチェンジが整備されるという有利性を生かし、首都圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進、企業誘致を促進する。

【観光地等の風評被害防止対策の推進】

- ・大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R 6 現状	〈目標値〉R12
企業誘致数 (累計)	2 社	4 社 (R11)

(7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～



【孤立集落の発生に備えた備蓄の推進・通信手段の確保】

- ・集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけるとともに、自治会単位の備蓄の充実を促進する。
- ・孤立集落が発生しても通信手段等の途絶を回避するため、自主防災組織活性化事業補助金を活用して通信機器や非常用電源の確保を促進する。

【上下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進】

- ・上下水道施設全体で耐震化を進めるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び重要給水施設への管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化及び機能強化を促進する。

【上下水道における業務継続体制の整備】

- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため策定された上下水道 BCP（業務継続計画）を定期的にブラッシュアップする。

【合併処理浄化槽への転換促進】

- ・災害時には生活環境が悪化することが想定されるため、下水道事業計画区域（農業集落排水計画区域を含む）外にある単独処理浄化槽やくみ取り便所を使用している住宅に対し、合併処理浄化槽への切り替えを促進する。

【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ライフラインの復旧への協力体制を整えるため、平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、連携の強化を図る。

【電気事業者の災害対応力強化】

- ・電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るよう促進する。

【情報通信事業者の災害対応力強化】

- ・災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話を設置したことから、今後適正に維持管理する。また、避難所の施設数に合わせて計画的に設置する。

【埋設ガス管の耐震化】

- ・ 公共施設等の敷地内に埋設されている古いガス管は、鋼製のものが多くを占めており、年数の経過に伴い腐食・劣化が進行していると推測され、ガス漏れによる火災や爆発のおそれもあるため、埋設ガス管の耐震化を促進する。

【道路等の復旧に係る体制の構築】

- ・ 関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、体制を構築する。また、平時から連絡を密にし、連携を強化する。

【大規模停電に備えた樹木の事前伐採】

- ・ 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市の所管課と電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に促進する。

【復旧・復興体制の整備】（再掲）

- ・ 復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R 6 現状	〈目標値〉R12
上水道管路耐震適合率	76.70%	78.2%

(8) 行政機能 ～公助の強化～



【災害対応力の強化】

- ・台風や豪雨等の発生前から予測が可能な災害において、時系列にまとめた「本巢市風水害タイムライン」に従い、出水期前に情報伝達訓練を継続して実施する。
- ・令和2年度に導入した防災情報システムの機能を活用し、情報の収集及び周知を図り、市災害対策本部の体制をより強化する。
- ・大規模土砂災害に対して、速やかにかつ効率よく災害対応行うため国、県、市等の関係者による「越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会」を組織し、連携した取組を進める。

【市有建築物の耐震化】

- ・市有建築物の耐震化率は98%となっている。耐震性を満たしていない施設について、今後公共施設等総合管理計画、公共施設再配置計画、公共施設等個別施設計画に基づき、廃止、統合を進める。

【本巢 PA 周辺での防災機能の確保】

- ・災害応急活動の中核拠点として、コミュニティ防災拠点、地域防災拠点、道の駅の整備・機能強化を進める。大規模災害時の迅速な対応のため、救助活動、物資配分、ライフライン復旧機能を持つ広域防災拠点施設の指定を目指し、効果的な災害対策体制を構築する。

【避難施設の確保】

- ・災害に備え、指定緊急避難場所を指定している。引き続き避難施設を確保するとともに、ハザードマップの配布等により、避難施設の位置について周知を強化する。

【避難所機能の充実】

- ・整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理を図り、備蓄品等の保管場所を確保する。

【緊急地震速報時の対応強化】

- ・緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発する。

【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】

- ・防災行政無線戸別受信機を、各家庭や事業所に無償で貸し出し、難聴地域の解消を図っており、災害時に確実に機能するよう、受信状況の確認や適切な維持管理を進める。

- ・災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール、防災情報アプリやケーブルテレビの活用等、多様なツールを確保し、さらには複数のツールでの一括配信システムを導入するなど、発信の迅速化を図る。
- ・本市では、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急速報「エリアメール」サービスの活用を行っている。また、防災情報通信システムにより県と連携を図り、引き続き災害時においても確実に運用できるよう適正な維持管理をする。
- ・被災者が安否確認に使用する通信手段として、特設公衆電話を市内 27 の指定避難所に設置している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、防災訓練等で特設公衆電話の体験利用コーナーを設けるなど、災害用伝言ダイヤルの使用方法の普及を図る。また、緊急時に確実に使用できるよう適正に管理する。

【公的備蓄の充実】

- ・家庭等における備蓄について、最低 3 日分以上の備蓄が奨励されていることから、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に取り組むとともに、市における非常用物資の備蓄の充実を図る。

【災害用トイレ対策】

- ・災害時にトイレが不足する事態に備え、災害用トイレの備蓄を行っている。災害時における各種応援協定による民間企業との連携を図り、必要に応じて、備蓄数の見直しを図る。また、災害時における物資供給に関する協定書により、必要に応じて、仮設トイレを活用するなど、トイレ対策を進める。

【災害対応力強化のための資機材整備】

- ・災害用装備資機材の配備増強を図り、配備された機器について、職員による使用方法の習熟を図る。

【災害対策用資機材の確保・充実】

- ・被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、本巣市建設協会の災害時応急対策用資機材の備蓄を把握し、緊急時に迅速な対応ができるよう平時における資機材の点検補充の実施、水防倉庫の整備及び関係機関との訓練を実施する。

【消防力の強化】

- ・岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、消防力の重複などの不均衡を解消するため、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図る。

【救命救急体制の充実】

- ・多数の重症者が発生した場合、救急活動が遅れるおそれがある。消防団又は自主防災組織等の協力により救命救急活動を行う必要があるため、各種団体等への救命講習の受講を促進していく。

【被災リスク周知のためのハザードマップの管理と更新】

- ・被災の危険が高い箇所で生活するリスクの周知を行うため、住宅等購入前に不動産業者が、ハザードマップを活用し説明を行うことから、マップ更新の際は、ホームページを最新の状態にし、管理更新をする。

【協定締結の促進】

- ・食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と協定を締結し、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」を構築する。

【ライフライン事業者との協力連携の強化】（再掲）

- ・ライフラインの復旧への協力体制を整えるため、平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、連携の強化を図る。

【道路等の復旧に係る体制の構築】（再掲）

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、体制を構築する。また、平時から連絡を密にし、連携を強化する。

【ボランティア対策】

- ・災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生じることなく円滑に活動できるよう、事前に災害時に活躍が期待できるアマチュア無線やオフロード愛好家などのNPOの洗い出しをする。また、本巣市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施する。
- ・災害応急対策に当たって、ボランティアが効果的に活動できるよう災害対策本部等にボランティア活動を総合的に調整する機構を整備する。

【業務継続体制の強化】

- ・BCP（業務継続計画）において、非常時優先業務等について定めており、引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。

【越境避難体制の充実】

- ・市域をまたいだ避難について、周辺市町と協定を結んでおり、円滑な越境避難ができるよう訓練を実施する。

【受援体制の強化】

- ・災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっており、受援体制について、災害時広域受援計画を策定する。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実を図る。

【広域連携の推進】

- ・ 広域避難や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など、広域的に取り組むべき課題について、県、隣接市町との連携の強化を図る。また、災害時広域受援計画の策定を進める。

【復旧・復興体制の整備】（再掲）

- ・ 復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する。

【複合災害への対応力の強化】

- ・ 後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう災害ごとの対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- ・ 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生する可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努める。

【複合災害発生リスクの周知・啓発】

- ・ 複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R6 現状	〈目標値〉R12
耐震化未改修数	3件	0件
公共施設の耐震化率	98%	100%
災害応援協定新規協定締結数	2件/年	1件/年

(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～



【再生可能エネルギーの導入拡大】

- ・ 太陽光などを活用した再生可能エネルギー利用を推進し、公共施設における温室効果ガス排出量の削減と災害時におけるエネルギーセキュリティの向上の両立を図る。

【環境中の汚染物質の測定体制の充実】

- ・ 汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、注意喚起が取れるよう、体制の維持・強化を図る。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- ・ 衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、「本巢市災害廃棄物処理計画」に基づき仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新、民間事業者との連携など、引き続き処理体制の充実を図る。

【河川に流出したごみ等の撤去】

- ・ 河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

【火葬体制の確立】

- ・ 災害時の遺体の取扱い、埋・火葬を的確に遅滞なく行うため、関係機関と連携し、体制の強化を図る。

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～



【防災教育の推進】

- ・子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、園や学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組を促進する。
- ・災害の特性や地域の状況に応じて、より安全に行動するための考え方を身につけられるよう、日頃からの学びを深める取組を進める。
- ・過去の災害や地域の災害リスクを踏まえ、状況に応じた判断力や、自らの命を守る意識を育む教育・啓発を広く行い、家庭や地域と連携した自助の向上につなげる。

【適切な避難行動の周知・啓発】

- ・浸水が始まった段階での避難場所への「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップや本巢市風水害タイムラインを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める。また、根尾地域と南部3地域については、地域特性が異なるため、今後2種類のタイムラインを作成する。
- ・市内で複数の災害が同時に発生する可能性も踏まえ、地域の特性に応じた避難行動等の整理を進め、より安全な行動につながるよう周知に取り組む。

【避難行動要支援者への対策】

- ・定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、対応が必要な事項を把握する。また、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう平常時から情報を提供し、また、個別避難計画の作成を促進することで、地域で避難行動要支援者の避難支援タイムラインを作成し連携できる体制を確立する。

【ハザードマップの活用】

- ・緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや本巢市風水害タイムラインにより、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて周知する。

【外国人への情報伝達】

- ・災害時の避難施設を外国人にも周知するため、避難場所表示看板の多言語化や、JIS規格及び国土地理院で定めるピクトグラムを活用する。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進】（再掲）

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。また、タイムラインを考慮し、要配慮者利用施設との連携を図る。

【消防団の強化】

- ・大規模災害における消防団の救命救助活動に必要な装備の資機材の充実を図り、団員の人材確保と育成を図る。

【自主防災組織の育成】

- ・市内 113 の地域で自主防災組織が組織され、防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な資機材を配備できるよう、活性化事業補助金を継続するとともに、防災士資格取得を促進するなど、活動支援を行っており、引き続き支援する。

【防災士の育成】

- ・地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、高度な防災知識と技能を有し、地域の防災リーダーとなる防災士を育成し、地域の避難所運営能力の向上を図る。

【応急危険度判定士の育成】

- ・余震等による二次災害を防止するため、地震による被災建築物の危険度判定を行う地震被災地建築物応急危険度判定士の計画的な確保と、地震災害時に迅速に活動する体制の整備を図る。

【人材の確保・育成】（再掲）

- ・関係機関と連携して、医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施等により医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

【個人備蓄の推進】

- ・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における 3 日分以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む。

【家具固定の推進】（再掲）

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。
- ・家具を固定する意思はあるものの、取り付けができない高齢者等の情報を女性消防団から提供を受け、固定器具の取り付けを引き続き支援する。

【建設業の担い手の育成・確保】

- ・地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備などを通じて、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する。

【TEC-FORCE の派遣体制確立】（再掲）

- ・国土交通省の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）やリエゾンについて、受入れに係る体制を確立するため、連携を強化し、応急復旧を迅速に行う体制の充実を図る。

【地域コミュニティによる防災力の向上】

- ・地域ごとの課題や特性を踏まえ、自治会等において地区防災計画の作成を進めるとともに、話し合いや備えの整理を通じて自助・共助の力を高める取組を支援する。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R 6 現状	〈目標値〉R12
避難行動要支援者への平常時からの情報提供同意率	42.3%/年	46%/年
防災士認証者数	331 人	680 人（累計）（R11）
消防団員充足率	88.7%	100%
応急危険度判定士取得数（職員）	23 人	25 人

(11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～



【民間企業の避難場所の活用と連携】

- ・災害時における各種応援協定に基づき、民間企業の避難場所の提供が受けられるよう、平時から地元企業と自治会との連携を密にし、避難場所の確保充実を図る。
- ・福祉施設と連携し、福祉避難所設置運営協定の締結に努める。

【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・生活必需物資や医療救護など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築するとともに実践的な共同訓練を実施する。

【救出救助に係る連携体制の強化】

- ・救出救助に係る関係機関へ迅速な要請ができるよう、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等と連携を密にする。

【運輸・交通事業者の災害対応力強化】(再掲)

- ・暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道等の車内に多数の旅客が取り残される事態を回避するため、事業者及び周辺自治体との情報共有や連絡体制を確立する。また、事業者に風水害タイムラインに応じた行動指針の策定を促す。

【災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成】

- ・大規模災害発生時に「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」と速やかに連携し、ボランティアの受入体制を整備する。また、ボランティアの受入体制を事前に整備するため、平時から社会福祉協議会等関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。
- ・大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、職員を養成する。

【防災・減災データの提供推進】

- ・オープンデータを扱うポータルサイトにおいて、土砂災害警戒区域や緊急輸送道路などの防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、より使いやすいデータの提供を進める。

【PPP/PFI 事業の推進による民間活力の活用】

- ・民間の資金・技術・ノウハウを活用するため、PPP/PFI 等の官民連携手法の活用を検討し、公共施設等の整備・維持管理の効率化を図る。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R 6 現状	〈目標値〉R12
福祉避難所数	13 箇所	15 箇所

(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～



【公共施設等の維持管理】

- 平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画、平成 30 年 3 月に公共施設再配置計画を策定した。それらに基づき公共施設の維持管理における優先順位の考え方や対策等を整理した個別施設計画を令和 2 年度に策定し、計画的な維持管理・更新を行う。また、公共施設等総合管理計画については、原則 10 年に 1 度のスパンでの見直しを実施し、順次充実を図る。

【市営住宅の維持管理】

- 市営住宅の老朽化については、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「本巢市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。

【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

- 河川・水路施設等が機能効果を確実に発揮するよう、河川構造物の長寿命化計画の策定や計測、監視機器の設置など、予防保全に努め防災、減災を図る。また、市の管理河川の流末となる国、県管理河川の早期整備を促進する。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

- 高度成長期以降の、集中的な道路整備に伴い、多数の橋梁や道路舗装の老朽化や劣化の進行が見込まれる中、ライフサイクルコストの縮減、修繕時期の分散化を図るため「本巢市橋梁長寿命化修繕計画」や「道路舗装長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に修繕工事を進めている。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークを維持する。

【河川構造物等の維持管理対策】

- 市が管理する河川構造物等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理をする。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R 6 現状	〈目標値〉R12
公共施設の総延床面積	145,483 m ²	126,607 m ²
計画的な維持管理住宅数	17 住宅	17 住宅
主要道路 10 路線の舗装修繕整備率	64%/累計	100%/累計

(13) デジタル等新技术活用 ～デジタル等新技术による強靱化施策の高度化～



【有害鳥獣による農作物被害遠隔監視】

- ・ 設置した罫周辺の状況を常時遠隔監視でき、捕獲時にはリアルタイムで通知が届く、有害鳥獣捕獲のための遠隔監視システムを導入する。

【市内 GIS 統合の推進】

- ・ 統合できていない個別 GIS の統合を推進する。令和 5 年度に導入した統合型 GIS で、公図、道路台帳図、都市計画基本図など 7 つの業務地図を統合済みである。

【行政手続きのオンライン化の推進】

- ・ オンライン化が可能である 209 の行政手続きについて、処理件数が多く、オンライン化の実施が市民の利便性の向上や業務の効率化に寄与すると考えられる手続きから順次オンライン化を実施する。

【SNS による情報発信の推進】

- ・ 令和 6 年度に策定した「本巢市広報戦略」に基づいて、発信する情報を整理し、SNS（LINE、Facebook、X、YouTube）の特性に合わせた情報発信（最適化）を行う。

【AI による衛星画像解析技術を用いた漏水リスク調査の推進】

- ・ 連携都市（岐阜市、羽島市）と共同で 3 年ごとに AI による衛星画像解析技術を用いた漏水リスク調査を実施し、調査結果に基づく漏水箇所の修繕を実施する。

【スマート農業技術の導入支援】

- ・ 農家が ICT やロボット技術、AI 等を活用したスマート農業技術を導入する支援を実施する。

【災害対応力の強化】（再掲）

- ・ 令和 2 年度に導入した防災情報システムの機能を活用し、情報の収集及び周知を図り、市災害対策本部の体制をより強化する。

指標名 (KPI)	〈実績値〉R6 現状	〈目標値〉R12
有害鳥獣捕獲頭数 (単年)	0 (匹・頭・羽)	340 (匹・頭・羽) (R11)
統合業務地図	累計 7 業務図	累計 12 業務図
オンライン化手続き件数	累計 92 件	累計 380 件 (R11)
市公式 SNS の登録者数	累計 5,100 件	累計 7,600 件 (R11)
スマート農業技術導入経営体数 (累計)	15 経営体	20 経営体 (R11)

第6章. 計画の推進

1. 施策の重点化

限られた財源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本計画では施策項目単位で影響の大きさ、緊急度等を踏まえ、重点化すべき施策項目（重点化施策）を設定する。

また、本巢市の現状を踏まえて、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」、「施策の進捗状況」、「平時の活用」、「国（県）に対する貢献」を考慮して、特に重点化すべき 35 施策（再掲除く）を設定する。

【本巢市の重点化施策】

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
1 交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路、東海環状自動車道 IC アクセス道路整備 ・道路ネットワークの確保 ・道路整備・狭あい道路解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立集落の発生に備えた樹木伐採 ・無電柱化対策 ・道路における大雪対策 ・道路啓開の迅速な実施 ・運輸・交通事業者の災害対応力強化 ・樽見鉄道との連携、存続支援
2 国土保全	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備の促進 ・急傾斜地及び道路法面の崩壊対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防、急傾斜地崩壊防止、雪崩対策 ・森林の保全・治山対策 ・TEC-FORCE の派遣体制確立 ・液状化・地盤沈下対策の推進 ・気候変動を踏まえた防災対策の推進
3 農林水産	<ul style="list-style-type: none"> ・農業施設の用排水機能確保 ・鳥獣害対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ・農地の復旧・復興 ・農林道の整備 ・災害に強い森林づくり ・卸売市場施設整備の推進
4 都市・住宅/土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・民間建築物の耐震化 ・空き家対策 ・ブロック塀の除却推進 ・避難所の防災機能・生活環境の向上 ・公園整備の促進 ・道路整備・狭あい道路解消（再掲） ・地籍調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模盛土造成地対策 ・帰宅困難者対策 ・被災住宅への支援 ・仮設住宅、復興住宅の供給 ・市街地整備の促進 ・土地区画整理事業等の促進 ・文化財の保護対策の推進 ・環境保全の推進 ・復旧・復興体制の整備
5 保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療体制の充実 ・福祉施設、病院の耐震化 ・要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進 ・感染症対策 ・被害認定調査の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設等におけるエネルギー確保 ・福祉支援体制の構築・要配慮者の避難の確保 ・福祉施設等への支援 ・避難所環境の充実 ・人材の確保・育成 ・保健・栄養活動 ・災害時健康管理体制の整備 ・公衆衛生意識の啓発 ・家具固定の推進 ・逸走動物対策
6 産業	<ul style="list-style-type: none"> ・本社機能の誘致・企業誘致 ・観光地等の風評被害防止対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設等の耐震化 ・企業備蓄の推進 ・企業の事業継続支援

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
7 ライフライン・情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立集落の発生に備えた備蓄の推進・通信手段の確保 ・上下水道における業務継続体制の整備 ・合併処理浄化槽への転換促進 ・ライフライン事業者との協力連携の強化 ・電気事業者の災害対応力強化 ・情報通信事業者の災害対応力強化 ・埋設ガス管の耐震化 ・道路等の復旧に係る体制の構築 ・大規模停電に備えた樹木の事前伐採 ・復旧・復興体制の整備（再掲）
8 行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ・本巢 PA 周辺での防災機能の確保 ・避難施設の確保 ・住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化 ・消防力の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応力の強化 ・市有建築物の耐震化 ・避難所機能の充実 ・緊急地震速報時の対応強化 ・公的備蓄の充実 ・災害用トイレ対策 ・災害対応力強化のための資機材整備 ・災害対策用資機材の確保・充実 ・救命救急体制の充実 ・被災リスク周知のためのハザードマップの管理と更新 ・協定締結の促進 ・ライフライン事業者との協力連携の強化（再掲） ・道路等の復旧に係る体制の構築（再掲） ・ボランティア対策 ・業務継続体制の強化 ・越境避難体制の充実 ・受援体制の強化 ・広域連携の推進 ・復旧・復興体制の整備（再掲） ・複合災害への対応力の強化 ・複合災害発生リスクの周知・啓発
9 環境	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理体制の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入拡大 ・環境中の汚染物質の測定体制の充実 ・河川に流出したごみ等の撤去 ・火葬体制の確立
10 リスクコミュニケーション/防災教育・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの活用 ・要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進（再掲） ・消防団の強化 ・自主防災組織の育成 ・防災士の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の推進 ・適切な避難行動の周知・啓発 ・避難行動要支援者への対策 ・外国人への情報伝達 ・応急危険度判定士の育成 ・人材の確保・育成（再掲） ・個人備蓄の推進 ・家具固定の推進（再掲） ・建設業の担い手の育成・確保 ・TEC-FORCE の派遣体制確立（再掲） ・地域コミュニティによる防災力の向上

施策分野		施策項目	
		重点化施策項目	
11	官民連携	・支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業の避難場所の活用と連携 ・救出救助に係る連携体制の強化 ・運輸・交通事業者の災害対応力強化（再掲） ・災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成 ・防災・減災データの提供推進 ・PPP/PFI 事業の推進による民間活力の活用
12	メンテナンス・老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の維持管理 ・市営住宅の維持管理 ・道路施設の維持・長寿命化対策 ・河川構造物等の維持管理対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・水路施設等の維持・長寿命化対策
13	デジタル等新技術活用	・災害対応力の強化（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣による農作物被害遠隔監視 ・庁内 GIS 統合の推進 ・行政手続きのオンライン化の推進 ・SNS による情報発信の推進 ・AI による衛星画像解析技術を用いた漏水リスク調査の推進 ・スマート農業技術の導入支援

全 124 施策中、重点化施策は 34 施策となった。（再掲を除く）

2. 毎年度の年次計画の策定

本市の国土強靱化推進のため、今後の3年間の取組を見通した「本巣市国土強靱化地域計画年次計画 2026」（以下、「年次計画」という。）を毎年度とりまとめ、進捗状況を把握する。

3. 計画の見直し

本計画については、今後の社会情勢の変化や、国及び岐阜県の国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、おおむね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。なお、重点化施策項目についても、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度の年次計画を策定する過程において、適宜見直しを行う。

地域防災計画など国土強靱化に係る市のほかの計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定期間等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

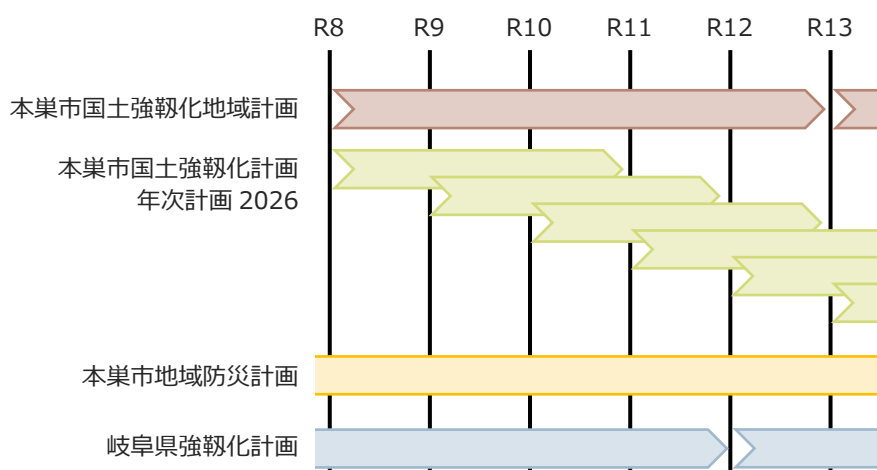


図 11 計画期間

1.あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1.巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

【道路整備・狭あい道路解消】

- ・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する必要がある。
- ・安全で安心なまちづくりのために、また、緊急車両等の通行に妨げがないよう狭あい道路の整備を促進する必要がある。

【無電柱化対策】

- ・電柱等の倒壊から緊急輸送道路等を確保するため、必要性等を勘案し、占用制限や計画的に無電柱化の整備をする必要がある。

【民間建築物の耐震化】

- ・令和5年度の市内の住宅の耐震化率は80%、多数の者が利用する特定建築物（1号建築物）の耐震化率は90%となっている。防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施するとともに、耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る必要がある。

【空き家対策】

- ・令和5年度の住宅・土地統計調査の結果、市内には約1,440戸（空き家率11.1%）の空き家の推計がされた。今後は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づき策定した本県市空家等対策計画の基本方針に則して空家等対策協議会を設置するとともに、適正な管理が行われていない空き家の利活用や除却を促進し、空き家対策を総合的かつ計画的に実施する必要がある。

【ブロック塀の除却推進】

- ・ブロック塀等の倒壊による被害の防止と道路の通行の安全のため、撤去又は改修を対象に補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀の除却を推進する必要がある。

【観光施設等の耐震化】

- ・市の管理する観光施設については、全て耐震基準を満たしているが、本県市耐震改修促進計画に基づき、今後も建築物の耐震性能、重要度及び地震発生確率を考慮の上、耐震基準を維持するための管理を継続する必要がある。

【市有建築物の耐震化】

- ・市有建築物の耐震化率は98%となっている。耐震性を満たしていない施設について、今後公共施設等総合管理計画、公共施設再配置計画、公共施設等個別施設計画に基づき、廃止、統合を進める必要がある。

【避難施設の確保】

- ・災害に備え、指定緊急避難場所を指定している。引き続き避難施設を確保するとともに、ハザ

ードマップの配布等により、避難施設の位置について周知を強化する必要がある。

【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる必要がある。
- ・家具を固定する意思はあるものの、取り付けができない高齢者等の情報を女性消防団から提供を受け、固定器具の取り付けを引き続き支援する必要がある。

【公共施設等の維持管理】

- ・平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画、平成 30 年 3 月に公共施設再配置計画を策定した。それらに基づき公共施設の維持管理における優先順位の考え方や対策等を整理した個別施設計画を令和 2 年度に策定し、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。また、公共施設等総合管理計画については、原則 10 年に 1 度のスパンでの見直しを実施し、順次充実を図る必要がある。

【市営住宅の維持管理】

- ・市営住宅の老朽化については、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「本巣市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。

【市街地整備の促進】

- ・都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る必要がある。

【土地区画整理事業等の促進】

- ・土地区画整理事業・地区計画等を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市防災機能の向上を図る必要がある。

【公園整備の促進】

- ・公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的に整備する必要がある。

【福祉施設等への支援】

- ・社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立について、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化を図る必要がある。

【PPP/PFI 事業の推進による民間活力の活用】

- ・民間の資金・技術・ノウハウを活用するため、PPP/PFI 等の官民連携手法の活用を検討し、公共施設等の整備・維持管理の効率化を図る必要がある。

(指標)		(実績値) R 6 現況
【道路整備・狭あい道路解消】	狭あい道路整備件数	15 件
【民間建築物の耐震化】	木造住宅耐震診断実施件数	218 件/累計
	木造住宅耐震補強工事実施件数	34 件/累計
	建築物耐震診断事業実施件数	10 件/累計
【空き家対策】	空き家率	11.10%
【ブロック塀の除却推進】	ブロック塀撤去・改修実施件数	90 件
【市有建築物の耐震化】	耐震化未改修数	3 件
	公共施設の耐震化率	98%
【公共施設等の維持管理】	公共施設の総延床面積	145,483m
	計画的な維持管理住宅数	17 住宅

1-2. 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

【河川整備の促進】

- ・記録的な豪雨により、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、近年の気候変動等の影響を踏まえると災害リスクが高まることが予想される。そのため、ハード対策と平時の利用を考慮したソフト対策の両面を駆使し、地域特性を踏まえた防災・減災対策を推進する必要がある。

【河川に流出したごみ等の撤去】

- ・河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

- ・河川・水路施設等が機能効果を確実に発揮するよう、河川構造物の長寿命化計画の策定や計測、監視機器の設置など、予防保全に努め防災、減災を図る必要がある。また、市の管理河川の流末となる国、県管理河川の早期整備を促進する必要がある。

【河川構造物等の維持管理対策】

- ・市が管理する河川構造物等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理をする必要がある。

【気候変動を踏まえた防災対策の推進】

- ・自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組を推進する必要がある。
- ・気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する流域治水を促進する必要がある。

1-3. 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生

【砂防、急傾斜地崩壊防止、雪崩対策】

- ・土砂災害のおそれのある警戒区域の対策を国及び県に要望し、これを促進する必要がある。また、土砂災害対策及び雪崩災害対策事業を推進する必要がある。

- ・豪雪地帯において、雪崩による災害から人命を守る集落保護を目的として、必要な箇所については、県と協力し雪崩防止工事を実施する必要がある。

【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】

- ・集中豪雨等による土砂災害への予防対策として、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進していく必要がある。県においては、地域特性を踏まえた総合的な土砂災害対策を計画的に進められており、その一部である急傾斜地及び道路法面の崩壊による災害防止を県と連携し、計画的に事業を推進する必要がある。

【森林の保全・治山対策】

- ・山地における自然災害を防止するための対策として、治山事業（溪間工、森林整備等）による対策を県に要望し、これを促進する必要がある。

【大規模盛土造成地対策】

- ・盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的で開催する必要がある。
- ・市内の大規模盛土造成地の把握に努めるとともに、大規模盛土造成地であると判明した場合には滑動崩落防止などの予防対策を行い、被害の軽減を図る必要がある。

【気候変動を踏まえた防災対策の推進】（再掲）

- ・自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組を推進する必要がある。
- ・気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する流域治水を促進する必要がある。

1-4. 避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生

【帰宅困難者対策】

- ・岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査（平成 24 年度 岐阜県）に基づき、南海トラフ巨大地震の帰宅困難者は 192 人と想定され、食料、飲料水、寝具を備蓄している。今後は、備蓄品の適切な維持管理に努めるとともに、帰宅困難者の誘導、受入れ、備蓄品の配布等について、体制の強化を図る必要がある。

【被災リスク周知のためのハザードマップの管理と更新】

- ・被災の危険が高い箇所で生活するリスクの周知を行うため、住宅等購入前に不動産業者が、ハザードマップを活用し説明を行うことから、マップ更新の際は、ホームページを最新の状態にし、管理更新をする必要がある。

【緊急地震速報時の対応強化】

- ・緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発する必要がある。

【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】

- ・防災行政無線戸別受信機を、各家庭や事業所に無償で貸し出し、難聴地域の解消を図っており、災害時に確実に機能するよう、受信状況の確認や適切な維持管理を進める必要がある。
- ・災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール、防災情報アプリやケーブルテレビの活用等、多様なツールを確保し、さらには複数のツールでの一括配信システムを導入するなど、発信の迅速化を図る必要がある。
- ・本市では、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急速報「エリアメール」サービスの活用を行っている。また、防災情報通信システムにより県と連携を図り、引き続き災害時においても確実に運用できるよう適正な維持管理をする必要がある。
- ・被災者が安否確認に使用する通信手段として、特設公衆電話を市内 27 の指定避難所に設置している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、防災訓練等で特設公衆電話の体験利用コーナーを設けるなど、災害用伝言ダイヤルの使用方法の普及を図る必要がある。また、緊急時に確実に使用できるよう適正に管理する必要がある。

【防災教育の推進】

- ・子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、園や学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組を促進する必要がある。
- ・災害の特性や地域の状況に応じて、より安全に行動するための考え方を身につけられるよう、日頃からの学びを深める取組を進める必要がある。
- ・過去の災害や地域の災害リスクを踏まえ、状況に応じた判断力や、自らの命を守る意識を育む教育・啓発を広く行い、家庭や地域と連携した自助の向上につなげる必要がある。

【適切な避難行動の周知・啓発】

- ・浸水が始まった段階での避難場所への「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップや本巢市風水害タイムラインを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める必要がある。また、根尾地域と南部 3 地域については、地域特性が異なるため、今後 2 種類のタイムラインを作成する必要がある。
- ・市内で複数の災害が同時に発生する可能性も踏まえ、地域の特性に応じた避難行動等の整理を進め、より安全な行動につながるよう周知に取り組む必要がある。

【避難行動要支援者への対策】

- ・定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、対応が必要な事項を把握する必要がある。また、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう平常時から情報を提供し、また、個別避難計画の作成を促進することで、地域で避難行動要支援者の避難支援タイムラインを作成し連携できる体制を確立する必要がある。

【ハザードマップの活用】

- ・緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや本巢市風水害タイムラインにより、一層の周知を

図る必要がある。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて周知する必要がある。

【外国人への情報伝達】

- ・災害時の避難施設を外国人にも周知するため、避難場所表示看板の多言語化や、JIS規格及び国土地理院で定めるピクトグラムを活用する必要がある。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進】

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。また、タイムラインを考慮し、要配慮者利用施設との連携を図る必要がある。

【防災・減災データの提供推進】

- ・オープンデータを扱うポータルサイトにおいて、土砂災害警戒区域や緊急輸送道路などの防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、より使いやすいデータの提供を進める必要がある。

【地域コミュニティによる防災力の向上】

- ・地域ごとの課題や特性を踏まえ、自治会等において地区防災計画の作成を進めるとともに、話し合いや備えの整理を通じて自助・共助の力を高める取組を支援する必要がある。

(指標)

【避難行動要支援者への対策】

避難行動要支援者への平常時からの情報提供
同意率

(実績値) R6 現況

42.3%/年

1-5.暴風雪や豪雪等に伴う災害（孤立、大規模車両滞留など）による多数の死傷者の発生

【道路における大雪対策】

- ・大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある。また、市内の主軸道路を管理する県との連携を密にする必要がある。

【運輸・交通事業者の災害対応力強化】

- ・暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道等の車内に多数の旅客が取り残される事態を回避するため、事業者及び周辺自治体との情報共有や連絡体制を確立する必要がある。また、事業者に風水害タイムラインに応じた行動指針の策定を促す必要がある。

2.救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、被害を最小限に抑えるとともに関連死を最大限防ぐ

2-1.被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【埋設ガス管の耐震化】

- ・ 公共施設等の敷地内に埋設されている古いガス管は、鋼製のものが多くを占めており、年数の経過に伴い腐食・劣化が進行していると推測され、ガス漏れによる火災や爆発のおそれもあるため、埋設ガス管の耐震化を促進する必要がある。

【公的備蓄の充実】

- ・ 家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に取り組むとともに、市における非常用物資の備蓄の充実を図る必要がある。

【再生可能エネルギーの導入拡大】

- ・ 太陽光などを活用した再生可能エネルギー利用を推進し、公共施設における温室効果ガス排出量の削減と災害時におけるエネルギーセキュリティの向上の両立を図る必要がある。

【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・ 生活必需物資や医療救護など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築するとともに実践的な共同訓練を実施する必要がある。

【鳥獣害対策】

- ・ 災害時でも安定的に農産物を生産するために農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する必要がある。

【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

- ・ 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援を継続する必要がある。

【有害鳥獣による農作物被害遠隔監視】

- ・ 設置した罠周辺の状況を常時遠隔監視でき、捕獲時にはリアルタイムで通知が届く、有害鳥獣捕獲のための遠隔監視システムを導入する必要がある。

(指標)

【有害鳥獣による農作物被害遠隔監視】 有害鳥獣捕獲頭数(単年)

〈実績値〉R6現況

0(匹・頭・羽)

2-2.道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生

【孤立集落の発生に備えた樹木伐採】

- ・本市の地形的特性上、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き促進する必要がある。

【道路啓開の迅速な実施】

- ・発災時に「本巣市地域防災計画」にある「啓開作業の実施」に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

2-3.自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルート寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

【消防力の強化】

- ・岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、消防力の重複などの不均衡を解消するため、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図る必要がある。

【消防団の強化】

- ・大規模災害における消防団の救命救助活動に必要な装備の資機材の充実を図り、団員の人材確保と育成を図る必要がある。

【救出救助に係る連携体制の強化】

- ・救出救助に係る関係機関へ迅速な要請ができるよう、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等と連携を密にする必要がある。

(指標)

【消防団の強化】

消防団員充足率

〈実績値〉 R 6 現況

88.7%

2-4.医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【災害医療体制の充実】

- ・医療機関等との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める必要がある。
- ・医療機関等との連携を強化して、重篤化を未然に防ぐ取組を推進する必要がある。
- ・医療機関と連携して、災害時においても救急医療が実施できる体制を確保する必要がある。

【福祉施設、病院の耐震化】

- ・民間の社会福祉施設、病院に対し、耐震化を促すなど耐震化率の向上を図る必要がある。

【医療施設等におけるエネルギー確保】

- ・災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援をする必要がある。

【人材の確保・育成】

- ・関係機関と連携して、医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施等により医療・介護人材の災害対応力の強化を図る必要がある。

【福祉施設等への支援】（再掲）

- ・社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立について、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化を図る必要がある。

【公衆衛生意識の啓発】

- ・広報、メール配信、出前講座等により、日頃より感染症予防や災害時における健康・栄養・薬の管理の必要性を啓発し、市民意識の底上げを図る必要がある。

【救命救急体制の充実】

- ・多数の重症者が発生した場合、救急活動が遅れるおそれがある。消防団又は自主防災組織等の協力により救命救急活動を行う必要があるため、各種団体等への救命講習の受講を促進していく必要がある。

2-5.長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

【避難所環境の充実】

- ・令和3年10月に改訂した避難所運営マニュアルに基づき、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう避難所環境の充実を図る必要がある。

【保健・栄養活動】

- ・不十分な健康管理による持病の悪化や新たな疾病の発症予防、生活環境の変化による心の不調やエコノミークラス症候群の予防など、災害時において迅速かつ効果的に保健活動が展開できるように対策を講じる必要がある。
- ・不十分な栄養環境による持病の悪化や低栄養を予防するため、緊急応援物資や備蓄物資を活用して、迅速かつ効果的に栄養活動が展開できるように対策を講じる必要がある。

【逸走動物対策】

- ・災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生じるおそれがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所（岐阜保健所、本巢・山県センターを想定）の設置・運営に向けた対策を講じる必要がある。

【災害用トイレ対策】

- ・災害時にトイレが不足する事態に備え、災害用トイレの備蓄を行っている。災害時における各種応援協定による民間企業との連携を図り、必要に応じて、備蓄数の見直しを図る必要がある。また、災害時における物資供給に関する協定書により、必要に応じて、仮設トイレを活用するなど、トイレ対策を進める必要がある。

【火葬体制の確立】

- ・災害時の遺体の取扱い、埋・火葬を的確に遅滞なく行うため、関係機関と連携し、体制の強化を図る必要がある。

2-6.想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱

【企業備蓄の推進】

- ・災害発生後の混乱の中で、各事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、交通結節点等各所で混雑が発生し、集団転倒の発生や、応急救助活動の妨げとなることが考えられるため、「むやみに移動を開始しない」という原則を広く周知するとともに、各事業所で従業員が待機することができるよう、事業所における備蓄を促進する必要がある。

【越境避難体制の充実】

- ・市域をまたいだ避難について、周辺市町と協定を結んでおり、円滑な越境避難ができるよう訓練を実施する必要がある。

【民間企業の避難場所の活用と連携】

- ・災害時における各種応援協定に基づき、民間企業の避難場所の提供が受けられるよう、平時から地元企業と自治会との連携を密にし、避難場所の確保充実を図る必要がある。
- ・福祉施設と連携し、福祉避難所設置運営協定の締結に努める必要がある。

(指標)

【民間企業の避難場所の活用と連携】 福祉避難所数

〈実績値〉R6現況

13箇所

2-7.大規模な自然災害と感染症との同時発生

【感染症対策】

- ・生活環境の変化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、市民一人一人へ感染症予防に関する対策の周知を図る必要がある。

3.必要不可欠な行政機能を確保する

3-1.市職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下

【避難所の防災機能・生活環境の向上】

- ・避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する必要がある。その上で、災害発生時には、業界団体と締結した協定により可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する必要がある。

【福祉支援体制の構築・要配慮者の避難の確保】

- ・高齢者介護施設の夜間等における職員を確保するため、非常時に参集できる体制の徹底と、職員の認識を高めていくよう依頼する必要がある。
- ・災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合の、迅速な避難の確保を図るよう避難支援関係者等と調整を図る必要がある。

【災害時健康管理体制の整備】

- ・発災初動における保健所との役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備が進んでいないことから、引き続き平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。

【被害認定調査の効率化】

- ・大規模災害時には、多くの住宅が被災し、罹災証明書の交付申請が集中することが予想される。罹災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、「罹災証明書交付事務マニュアル」を策定する必要がある。また、発行体制の強化を図るため、必要に応じてマニュアルを改正するほか、職員に対する研修を実施する必要がある。

【本巢 PA 周辺での防災機能の確保】

- ・災害応急活動の中核拠点として、コミュニティ防災拠点、地域防災拠点、道の駅の整備・機能強化を進める必要がある。大規模災害時の迅速な対応のため、救助活動、物資配分、ライフライン復旧機能を持つ広域防災拠点施設の指定を目指し、効果的な災害対策体制を構築する必要がある。

【避難所機能の充実】

- ・整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理を図り、備蓄品等の保管場所を確保する必要がある。

【広域連携の推進】

- ・広域避難や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など、広域的に取り組むべき課題について、県、隣接市町との連携の強化を図る必要がある。また、災害時広域受援計画の策定を進める必要がある。

【業務継続体制の強化】

- ・BCP（業務継続計画）において、非常時優先業務等について定めており、引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する必要がある。

【災害対応力強化のための資機材整備】

- ・災害用装備資機材の配備増強を図り、配備された機器について、職員による使用方法の習熟を図る必要がある。

【災害対応力の強化】

- ・台風や豪雨等の発生前から予測が可能な災害において、時系列にまとめた「本巢市風水害タイムライン」に従い、出水期前に情報伝達訓練を継続して実施する必要がある。

- ・令和2年度に導入した防災情報システムの機能を活用し、情報の収集及び周知を図り、市災害対策本部の体制をより強化する必要がある。
- ・大規模土砂災害に対して、速やかにかつ効率よく災害対応を行うため国、県、市等の関係者による「越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会」を組織し、連携した取組を進める必要がある。

【受援体制の強化】

- ・災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっており、受援体制について、災害時広域受援計画を策定する必要がある。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実を図る必要がある。

【市内 GIS 統合の推進】

- ・統合できていない個別 GIS の統合を推進する必要がある。令和5年度に導入した統合型 GIS で、公図、道路台帳図、都市計画基本図など7つの業務地図を統合済みである。

【行政手続きのオンライン化の推進】

- ・オンライン化が可能である209の行政手続きについて、処理件数が多く、オンライン化の実施が市民の利便性の向上や業務の効率化に寄与すると考えられる手続きから順次オンライン化を実施する必要がある。

(指標)		(実績値) R6 現況
【市内 GIS 統合の推進】	統合業務地図	累計7業務図
【行政手続きのオンライン化の推進】	オンライン化手続き件数	累計92件

4.生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1. サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

【道路啓開の迅速な実施】(再掲)

- ・発災時に「本巢市地域防災計画」にある「啓開作業の実施」に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

【運輸・交通事業者の災害対応力強化】(再掲)

- ・暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道等の車内に多数の旅客が取り残される事態を回避するため、事業者及び周辺自治体との情報共有や連絡体制を確立する必要がある。また、事業者に風水害タイムラインに応じた行動指針の策定を促す必要がある。

【農地の復旧・復興】

- ・早期の営農再開に向け様々な助成制度を活用して、農地整備を通じた農地の面的集約、経営の規模拡大を目指し競争力ある経営体を育成する必要がある。

【企業の事業継続支援】

- ・サプライチェーンの維持において、企業の事業継続や早期復旧が最も重要であり、BCP(事業継続計画)を策定しようとする中小企業に対し、内閣府(防災担当)が作成した「事業継続ガイ

ドライン第三版」等の周知を実施し、策定率の向上を図る必要がある。

【本社機能の誘致・企業誘致】

- ・大都市近郊という地の利や東海環状自動車道西回りルート及びインターチェンジが整備されるという有利性を生かし、首都圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進、企業誘致を促進する必要がある。

【観光地等の風評被害防止対策の推進】

- ・大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。

【SNSによる情報発信の推進】

- ・令和6年度に策定した「本巣市広報戦略」に基づいて、発信する情報を整理し、SNS（LINE、Facebook、X、YouTube）の特性に合わせた情報発信（最適化）を行う必要がある。

（指標）

〈実績値〉R6現況

【本社機能の誘致・企業誘致】

企業誘致数（累計）

2社

【SNSによる情報発信の推進】

市公式 SNS の登録者数

5,100件

4-2. 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

【環境中の汚染物質の測定体制の充実】

- ・汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、注意喚起が取れるよう、体制の維持・強化を図る必要がある。

4-3. 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

【農業施設の用排水機能確保】

- ・農業施設の経年劣化等が進行しているため、機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や更新を図る必要がある。
- ・安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

【鳥獣害対策】（再掲）

- ・災害時でも安定的に農産物を生産するために農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する必要がある。

【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】（再掲）

- ・農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援を継続する必要がある。

【協定締結の促進】

- ・食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と協定を締結し、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」を構築する必要がある。

【個人備蓄の推進】

- ・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における3日分以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。

【卸売市場施設整備の推進】

- ・災害時においても生鮮食料品等の安定供給を確保するため、卸売市場の整備を支援する必要がある。

【有害鳥獣による農作物被害遠隔監視】（再掲）

- ・設置した罟周辺の状況を常時遠隔監視でき、捕獲時にはリアルタイムで通知が届く、有害鳥獣捕獲のための遠隔監視システムを導入する必要がある。

(指標)

【協定締結の促進】

災害応援協定新規協定締結数

〈実績値〉R6現況

2件/年

【有害鳥獣による農作物被害遠隔監視】

有害鳥獣捕獲頭数（単年）

0（匹・頭・羽）

4-4.農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

【農林道の整備】

- ・「本巢市森林整備計画」等に基づく林道の計画的な整備を促進するとともに、既存林道や施設の維持管理をする必要がある。また、農業の振興を図る地域の支線的な農道等についても施設の維持管理をする必要がある。

【災害に強い森林づくり】

- ・「本巢市森林整備計画」により森林機能区分に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を県とともに適宜実施し、健全な森林資源の維持造成を図る必要がある。

(指標)

【災害に強い森林づくり】

事業を利用した間伐面積（単年）

〈実績値〉R6現況

33ha

5.情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1.ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止

【大規模停電に備えた樹木の事前伐採】

- ・暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市の所管課と電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に促進する必要がある。

【上下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進】

- ・上下水道施設全体で耐震化を進めるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び重要給水施設への管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化及び機能強化を促進する必要がある。

【上下水道における業務継続体制の整備】

- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため策定された上下水道 BCP（業務継続計画）を定期的にブラッシュアップする必要がある。

【合併処理浄化槽への転換促進】

- ・災害時には生活環境が悪化することが想定されるため、下水道事業計画区域（農業集落排水計画区域を含む）外にある単独処理浄化槽やくみ取り便所を使用している住宅に対し、合併処理浄化槽への切り替えを促進する必要がある。

【電気事業者の災害対応力強化】

- ・電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るよう促進する必要がある。

【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ライフラインの復旧への協力体制を整えるため、平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、連携の強化を図る必要がある。

【情報通信事業者の災害対応力強化】

- ・災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話を設置したことから、今後適正に維持管理する必要がある。また、避難所の施設数に合わせて計画的に設置する必要がある。

【AI による衛星画像解析技術を用いた漏水リスク調査の推進】

- ・連携都市（岐阜市、羽島市）と共同で3年ごとにAIによる衛星画像解析技術を用いた漏水リスク調査を実施し、調査結果に基づく漏水箇所の修繕を実施する必要がある。

（指標）

【上下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進】 上水道管路耐震適合率

〈実績値〉 R 6 現況

76.70%

5-2. 幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

【道路ネットワークの確保】

- ・風水害、地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の長寿命化耐震化等を推進していく必要がある。また、緊急輸送道路等の確保と共に、それに繋がる幹線道路等の整備についても必要性等を勘案し、橋梁の長寿命化、耐震化等災害に備

えた対策を進める必要がある。

- ・災害時において、道路交通の安全を確保するため、歩行者や自転車、自動車等が適切に分離された安全な道路空間の整備や防護柵・標識・路面表示等、計画的な交通安全対策を推進する必要がある。

【樽見鉄道との連携、存続支援】

- ・樽見鉄道は、地域を支える重要な交通機関であることから、県及び沿線自治体などと連携し、存続を支援する必要がある。

【道路等の復旧に係る体制の構築】

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、体制を構築する必要がある。また、平時から連絡を密にし、連携を強化する必要がある。

【幹線道路、東海環状自動車道 IC アクセス道路整備】

- ・南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップが期待される。そのため、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海環状自動車道等の整備に合わせてアクセス性の強化を図る必要がある。また、広域的かつ高規格の幹線道路を軸とした、市内の幹線道路ネットワークの構築及び本巣市道路網整備計画を推進する必要がある。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

- ・高度成長期以降の、集中的な道路整備に伴い、多数の橋梁や道路舗装の老朽化や劣化の進行が見込まれる中、ライフサイクルコストの縮減、修繕時期の分散化を図るため「本巣市橋梁長寿命化修繕計画」や「道路舗装長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に修繕工事を進めている。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークを維持する必要がある。

(指標)		(実績値) R 6 現況
【幹線道路、東海環状自動車道 IC アクセス道路整備】	○市道糸貫 2008 号線整備事業	0%
	○市道真正 2010 号線整備事業	0%
	○市道糸貫 0112 号線整備事業	0%
	○市道糸貫 0008 号線整備事業	0%
	○市道糸貫 2015・2217 号線整備事業	0%
	○市道真正 1044 号線整備事業	0%
【道路施設の維持・長寿命化対策】	○主要道路 10 路線の舗装修繕整備率	64%/累計

6.地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1.災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- ・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、「本巣市災害廃棄物処理計画」に基づき仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新、民間事業者との連携など、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

6-2. 災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、建設業者ほか地域に精通した技術者）の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ

【被災住宅への支援】

- ・被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化する必要がある。また、被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。

【応急危険度判定士の育成】

- ・余震等による二次災害を防止するため、地震による被災建築物の危険度判定を行う地震被災地建築物応急危険度判定士の計画的な確保と、地震災害時に迅速に活動する体制の整備を図る必要がある。

【ボランティア対策】

- ・災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生じることなく円滑に活動できるよう、事前に災害時に活躍が期待できるアマチュア無線やオフロード愛好家などのNPOの洗い出しをする必要がある。また、本巣市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施する必要がある。
- ・災害応急対策に当たって、ボランティアが効果的に活動できるよう災害対策本部等にボランティア活動を総合的に調整する機構を整備する必要がある。

【自主防災組織の育成】

- ・市内113の地域で自主防災組織が組織され、防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な資機材を配備できるよう、活性化事業補助金を継続するとともに、防災士資格取得を促進するなど、活動支援を行っており、引き続き支援する必要がある。

【防災士の育成】

- ・地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、高度な防災知識と技能を有し、地域の防災リーダーとなる防災士を育成し、地域の避難所運営能力の向上を図る必要がある。

【建設業の担い手の育成・確保】

- ・地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備などを通じて、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する必要がある。

【災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成】

- ・大規模災害発生時に「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」と速やかに連携し、ボランティアの受入体制を整備する必要がある。また、ボランティアの受入体制を事前に整備するため、平時から社会福祉協議会等関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る必要がある。
- ・大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、職員を養成する必要がある。

【TEC-FORCE の派遣体制確立】

- ・国土交通省の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）やリエゾンについて、受入れに係る体制を確立するため、連携を強化し、応急復旧を迅速に行う体制の充実を図る必要がある。

(指標)

【応急危険度判定士の育成】

応急危険度判定士取得数（職員）

〈実績値〉 R 6 現況

23 人

【防災士の育成】

防災士認証者数

331 人

6-3. 公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

【道路等の復旧に係る体制の構築】（再掲）

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、体制を構築する必要がある。また、平時から連絡を密にし、連携を強化する必要がある。

【災害対策用資機材の確保・充実】

- ・被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、本県市建設協会の災害時応急対策用資機材の備蓄を把握し、緊急時に迅速な対応ができるよう平時における資機材の点検補充の実施、水防倉庫の整備及び関係機関との訓練を実施する必要がある。

【液状化・地盤沈下対策の推進】

- ・液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過などの把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する啓発を行う必要がある。特に、液状化現象により生じる被害について市民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行う必要がある。
- ・液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う必要がある。
- ・強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には、地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害の二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行う必要がある。
- ・ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施する必要がある。

6-4. 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失

【文化財の保護対策の推進】

- ・地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援を行う必要がある。

【環境保全の推進】

- ・本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づ

くりを推進する必要がある。		
【スマート農業技術の導入支援】		
・農家が ICT やロボット技術、AI 等を活用したスマート農業技術を導入する支援を実施する必要がある。		
(指標)		〈実績値〉 R 6 現況
【スマート農業技術の導入支援】	スマート農業技術導入経営体数 (累計)	15 経営体

6-5.事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		
【地籍調査】		
・土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き推進する必要がある。		
【仮設住宅、復興住宅の供給】		
・仮設住宅、復興住宅として活用可能な敷地を把握しておく必要がある。また、運用にあたっては、地域コミュニティを重視する必要がある。		
(指標)		〈実績値〉 R 6 現況
【地籍調査】	地籍調査進捗率	20.43%

6-6.自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態		
【復旧・復興体制の整備】		
・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する必要がある。		

7.孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える

7-1.孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態		
【孤立集落の発生に備えた樹木伐採】 (再掲)		
・本市の地形的特性上、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き促進する必要がある。		
【孤立集落の発生に備えた備蓄の推進・通信手段の確保】		
・集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄 (1週間分程度) を呼びかけるとともに、自治会単位の備蓄の充実を促進する必要がある。		
・孤立集落が発生しても通信手段等の途絶を回避するため、自主防災組織活性化事業補助金を活用して通信機器や非常用電源の確保を促進する必要がある。		

7-2.地震後の豪雨災害や地震後の原子力災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

【仮設住宅、復興住宅の供給】（再掲）

- ・仮設住宅、復興住宅として活用可能な敷地を把握しておく必要がある。また、運用にあたっては、地域コミュニティを重視する必要がある。

【復旧・復興体制の整備】（再掲）

- ・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する必要がある。

【情報通信事業者の災害対応力強化】（再掲）

- ・災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話を設置したことから、今後適正に維持管理する必要がある。また、避難所の施設数に合わせて計画的に設置する必要がある。

【災害対策用資機材の確保・充実】（再掲）

- ・被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、本県市建設協会の災害時応急対策用資機材の備蓄を把握し、緊急時に迅速な対応ができるよう平時における資機材の点検補充の実施、水防倉庫の整備及び関係機関との訓練を実施する必要がある。

【複合災害への対応力の強化】

- ・後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう災害ごとの対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく必要がある。
- ・様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生する可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努める必要がある。

【複合災害発生リスクの周知・啓発】

- ・複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する必要がある。

【河川構造物等の維持管理対策】（再掲）

- ・市が管理する河川構造物等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理をする必要がある。

(1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

【幹線道路、東海環状自動車道 IC アクセス道路整備】

- ・南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップが期待される。そのため、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海環状自動車道等の整備に合わせてアクセス性の強化を図る必要がある。また、広域的かつ高規格の幹線道路を軸とした、市内の幹線道路ネットワークの構築及び本巣市道路網整備計画を推進する必要がある。

【孤立集落の発生に備えた樹木伐採】

- ・本市の地形的特性上、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き促進する必要がある。

【道路ネットワークの確保】

- ・風水害、地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないように、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の長寿命化耐震化等を推進していく必要がある。また、緊急輸送道路等の確保と共に、それに繋がる幹線道路等の整備についても必要性等を勘案し、橋梁の長寿命化、耐震化等災害に備えた対策を進める必要がある。
- ・災害時において、道路交通の安全を確保するため、歩行者や自転車、自動車等が適切に分離された安全な道路空間の整備や防護柵・標識・路面表示等、計画的な交通安全対策を推進する必要がある。

【道路整備・狭あい道路解消】

- ・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する必要がある。
- ・安全で安心なまちづくりのために、また、緊急車両等の通行に妨げがないよう狭あい道路の整備を促進する必要がある。

【無電柱化対策】

- ・電柱等の倒壊から緊急輸送道路等を確保するため、必要性等を勘案し、占用制限や計画的に無電柱化の整備をする必要がある。

【道路における大雪対策】

- ・大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある。また、市内の主軸道路を管理する県との連携を密にする必要がある。

【道路啓開の迅速な実施】

- ・発災時に「本巣市地域防災計画」にある「啓開作業の実施」に基づく対応が確実かつ迅速に実

施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

【運輸・交通事業者の災害対応力強化】

- ・暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道等の車内に多数の旅客が取り残される事態を回避するため、事業者及び周辺自治体との情報共有や連絡体制を確立する必要がある。また、事業者に風水害タイムラインに応じた行動指針の策定を促す必要がある。

【樽見鉄道との連携、存続支援】

- ・樽見鉄道は、地域を支える重要な交通機関であることから、県及び沿線自治体などと連携し、存続を支援する必要がある。

(2) 国土保全 ～河川、砂防、治山等対策～

【河川整備の促進】

- ・記録的な豪雨により、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、近年の気候変動等の影響を踏まえると災害リスクが高まることが予想される。そのため、ハード対策と平時の利用を考慮したソフト対策の両面を駆使し、地域特性を踏まえた防災・減災対策を推進する必要がある。

【砂防、急傾斜地崩壊防止、雪崩対策】

- ・土砂災害のおそれのある警戒区域の対策を国及び県に要望し、これを促進する必要がある。また、土砂災害対策及び雪崩災害対策事業を推進する必要がある。
- ・豪雪地帯において、雪崩による災害から人命を守る集落保護を目的として、必要な箇所については、県と協力し雪崩防止工事を実施する必要がある。

【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】

- ・集中豪雨等による土砂災害への予防対策として、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進していく必要がある。県においては、地域特性を踏まえた総合的な土砂災害対策を計画的に進められており、その一部である急傾斜地及び道路法面の崩壊による災害防止を県と連携し、計画的に事業を推進する必要がある。

【森林の保全・治山対策】

- ・山地における自然災害を防止するための対策として、治山事業（溪間工、森林整備等）による対策を県に要望し、これを促進する必要がある。

【TEC-FORCE の派遣体制確立】

- ・国土交通省の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）やリエゾンについて、受入れに係る体制を確立するため、連携を強化し、応急復旧を迅速に行う体制の充実を図る必要がある。

【液状化・地盤沈下対策の推進】

- ・液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過などの把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する啓発を行う必要がある。特

に、液状化現象により生じる被害について市民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行う必要がある。

- ・液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う必要がある。
- ・強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には、地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害の二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行う必要がある。
- ・ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施する必要がある。

【気候変動を踏まえた防災対策の推進】

- ・自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組を推進する必要がある。
- ・気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する流域治水を促進する必要がある。

(3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

- ・農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援を継続する必要がある。

【農地の復旧・復興】

- ・早期の営農再開に向け様々な助成制度を活用して、農地整備を通じた農地の面的集約、経営の規模拡大を目指し競争力ある経営体を育成する必要がある。

【農業施設の用排水機能確保】

- ・農業施設の経年劣化等が進行しているため、機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や更新を図る必要がある。
- ・安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

【農林道の整備】

- ・「本巢市森林整備計画」等に基づく林道の計画的な整備を促進するとともに、既存林道や施設の維持管理をする必要がある。また、農業の振興を図る地域の支線的な農道等についても施設の維持管理をする必要がある。

【災害に強い森林づくり】

- ・「本巢市森林整備計画」により森林機能区分に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を県とともに

に適宜実施し、健全な森林資源の維持造成を図る必要がある。

【鳥獣害対策】

- ・災害時でも安定的に農産物を生産するために農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する必要がある。

【卸売市場施設整備の推進】

- ・災害時においても生鮮食料品等の安定供給を確保するため、卸売市場の整備を支援する必要がある。

(4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

【民間建築物の耐震化】

- ・令和5年度の市内の住宅の耐震化率は80%、多数の者が利用する特定建築物（1号建築物）の耐震化率は90%となっている。防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施するとともに、耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る必要がある。

【空き家対策】

- ・令和5年度の住宅・土地統計調査の結果、市内には約1,440戸（空き家率11.1%）の空き家の推計がされた。今後は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づき策定した本県市空家等対策計画の基本方針に則して空家等対策協議会を設置するとともに、適正な管理が行われていない空き家の利活用や除却を促進し、空き家対策を総合的かつ計画的に実施する必要がある。

【ブロック塀の除却推進】

- ・ブロック塀等の倒壊による被害の防止と道路の通行の安全のため、撤去又は改修を対象に補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀の除却を推進する必要がある。

【大規模盛土造成地対策】

- ・盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的を開催する必要がある。
- ・市内の大規模盛土造成地の把握に努めるとともに、大規模盛土造成地であると判明した場合には滑動崩落防止などの予防対策を行い、被害の軽減を図る必要がある。

【帰宅困難者対策】

- ・岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査（平成24年度 岐阜県）に基づき、南海トラフ巨大地震の帰宅困難者は192人と想定され、食料、飲料水、寝具を備蓄している。今後は、備蓄品の適切な維持管理に努めるとともに、帰宅困難者の誘導、受入れ、備蓄品の配布等について、体制の強化を図る必要がある。

【被災住宅への支援】

- ・被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化する

必要がある。また、被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する必要がある。

【避難所の防災機能・生活環境の向上】

・避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する必要がある。その上で、災害発生時には、業界団体と締結した協定により可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する必要がある。

【仮設住宅、復興住宅の供給】

・仮設住宅、復興住宅として活用可能な敷地を把握しておく必要がある。また、運用にあたっては、地域コミュニティを重視する必要がある。

【市街地整備の促進】

・都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る必要がある。

【土地区画整理事業等の促進】

・土地区画整理事業・地区計画等を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市防災機能の向上を図る必要がある。

【公園整備の促進】

・公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的に整備する必要がある。

【道路整備・狭あい道路解消】（再掲）

・安全で安心なまちづくりのために、また、緊急車両等の通行に妨げがないよう狭あい道路の整備を促進する必要がある。

【地籍調査】

・土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き推進する必要がある。

【文化財の保護対策の推進】

・地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援を行う必要がある。

【環境保全の推進】

・本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

【復旧・復興体制の整備】

- ・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する必要がある。

（5）保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

【災害医療体制の充実】

- ・医療機関等との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める必要がある。
- ・医療機関等との連携を強化して、重篤化を未然に防ぐ取組を推進する必要がある。
- ・医療機関と連携して、災害時においても救急医療が実施できる体制を確保する必要がある。

【福祉施設、病院の耐震化】

- ・民間の社会福祉施設、病院に対し、耐震化を促すなど耐震化率の向上を図る必要がある。

【医療施設等におけるエネルギー確保】

- ・災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援をする必要がある。

【福祉支援体制の構築・要配慮者の避難の確保】

- ・高齢者介護施設の夜間等における職員を確保するため、非常時に参集できる体制の徹底と、職員の認識を高めていくよう依頼する必要がある。
- ・災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合の、迅速な避難の確保を図るよう避難支援関係者等と調整を図る必要がある。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進】

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。また、タイムラインを考慮し、要配慮者利用施設との連携を図る必要がある。

【福祉施設等への支援】

- ・社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立について、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化を図る必要がある。

【避難所環境の充実】

- ・令和3年10月に改訂した避難所運営マニュアルに基づき、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう避難所環境の充実を図る必要がある。

【感染症対策】

- ・生活環境の変化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、市民一人一人へ感染症予防に関する対策の周知を図る必要がある。

【人材の確保・育成】

- ・関係機関と連携して、医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施等により医療・介護人材の災害対応力の強化を図る必要がある。

【被害認定調査の効率化】

- ・大規模災害時には、多くの住宅が被災し、罹災証明書の交付申請が集中することが予想される。罹災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、「罹災証明書交付事務マニュアル」を策定する必要がある。また、発行体制の強化を図るため、必要に応じてマニュアルを改正するほか、職員に対する研修を実施する必要がある。

【保健・栄養活動】

- ・不十分な健康管理による持病の悪化や新たな疾病の発症予防、生活環境の変化による心の不調やエコノミークラス症候群の予防など、災害時において迅速かつ効果的に保健活動が展開できるように対策を講じる必要がある。
- ・不十分な栄養環境による持病の悪化や低栄養を予防するため、緊急応援物資や備蓄物資を活用して、迅速かつ効果的に栄養活動が展開できるように対策を講じる必要がある。

【災害時健康管理体制の整備】

- ・発災初動における保健所との役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備が進んでいないことから、引き続き平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する必要がある。

【公衆衛生意識の啓発】

- ・広報、メール配信、出前講座等により、日頃より感染症予防や災害時における健康・栄養・薬の管理の必要性を啓発し、市民意識の底上げを図る必要がある。

【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる必要がある。
- ・家具を固定する意思はあるものの、取り付けができない高齢者等の情報を女性消防団から提供を受け、固定器具の取り付けを引き続き支援する必要がある。

【逸走動物対策】

- ・災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生じるおそれがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所（岐阜保健所、本巣・山県センターを想定）の設置・運営に向けた対策を講じる必要がある。

(6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

【観光施設等の耐震化】

- ・市の管理する観光施設については、全て耐震基準を満たしているが、本巣市耐震改修促進計画

に基づき、今後も建築物の耐震性能、重要度及び地震発生確率を考慮の上、耐震基準を維持するための管理を継続する必要がある。

【企業備蓄の推進】

- ・災害発生後の混乱する中で、各事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、交通結節点等各所で混雑が発生し、集団転倒の発生や、応急救助活動の妨げとなることが考えられるため、「むやみに移動を開始しない」という原則を広く周知するとともに、各事業所で従業員が待機することができるよう、事業所における備蓄を促進する必要がある。

【企業の事業継続支援】

- ・サプライチェーンの維持において、企業の事業継続や早期復旧が最も重要であり、BCP（業務継続計画）を策定しようとする中小企業に対し、内閣府（防災担当）が作成した「事業継続ガイドライン第三版」等の周知を実施し、策定率の向上を図る必要がある。

【本社機能の誘致・企業誘致】

- ・大都市近郊という地の利や東海環状自動車道西回りルート及びインターチェンジが整備されるという有利性を生かし、首都圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進、企業誘致を促進する必要がある。

【観光地等の風評被害防止対策の推進】

- ・大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。

(7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

【孤立集落の発生に備えた備蓄の推進・通信手段の確保】

- ・集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけるとともに、自治会単位の備蓄の充実を促進する必要がある。
- ・孤立集落が発生しても通信手段等の途絶を回避するため、自主防災組織活性化事業補助金を活用して通信機器や非常用電源の確保を促進する必要がある。

【上下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進】

- ・上下水道施設全体で耐震化を進めるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び重要給水施設への管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化及び機能強化を促進する必要がある。

【上下水道における業務継続体制の整備】

- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため策定された上下水道BCP（業務継続計画）を定期的にブラッシュアップする必要がある。

【合併処理浄化槽への転換促進】

- ・災害時には生活環境が悪化することが想定されるため、下水道事業計画区域（農業集落排水計

画区域を含む) 外にある単独処理浄化槽やくみ取り便所を使用している住宅に対し、合併処理浄化槽への切り替えを促進する必要がある。

【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ライフラインの復旧への協力体制を整えるため、平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、連携の強化を図る必要がある。

【電気事業者の災害対応力強化】

- ・電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るよう促進する必要がある。

【情報通信事業者の災害対応力強化】

- ・災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話を設置したことから、今後適正に維持管理する必要がある。また、避難所の施設数に合わせて計画的に設置する必要がある。

【埋設ガス管の耐震化】

- ・公共施設等の敷地内に埋設されている古いガス管は、鋼製のものが多くを占めており、年数の経過に伴い腐食・劣化が進行していると推測され、ガス漏れによる火災や爆発のおそれもあるため、埋設ガス管の耐震化を促進する必要がある。

【道路等の復旧に係る体制の構築】

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、体制を構築する必要がある。また、平時から連絡を密にし、連携を強化する必要がある。

【大規模停電に備えた樹木の事前伐採】

- ・暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市の所管課と電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に促進する必要がある。

【復旧・復興体制の整備】（再掲）

- ・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する必要がある。

（8）行政機能 ～公助の強化～

【災害対応力の強化】

- ・台風や豪雨等の発生前から予測が可能な災害において、時系列にまとめた「本巢市風水害タイムライン」に従い、出水期前に情報伝達訓練を継続して実施する必要がある。
- ・令和2年度に導入した防災情報システムの機能を活用し、情報の収集及び周知を図り、市災害対策本部の体制をより強化する必要がある。
- ・大規模土砂災害に対して、速やかにかつ効率よく災害対応行うため国、県、市等の関係者による「越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会」を組織し、連携した取組を進める必要がある。

る。

【市有建築物の耐震化】

- ・市有建築物の耐震化率は98%となっている。耐震性を満たしていない施設について、今後公共施設等総合管理計画、公共施設再配置計画、公共施設等個別施設計画に基づき、廃止、統合を進める必要がある。

【本巢 PA 周辺での防災機能の確保】

- ・災害応急活動の中核拠点として、コミュニティ防災拠点、地域防災拠点、道の駅の整備・機能強化を進める必要がある。大規模災害時の迅速な対応のため、救助活動、物資配分、ライフライン復旧機能を持つ広域防災拠点施設の指定を目指し、効果的な災害対策体制を構築する必要がある。

【避難施設の確保】

- ・災害に備え、指定緊急避難場所を指定している。引き続き避難施設を確保するとともに、ハザードマップの配布等により、避難施設の位置について周知を強化する必要がある。

【避難所機能の充実】

- ・整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理を図り、備蓄品等の保管場所を確保する必要がある。

【緊急地震速報時の対応強化】

- ・緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発する必要がある。

【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】

- ・防災行政無線戸別受信機を、各家庭や事業所に無償で貸し出し、難聴地域の解消を図っており、災害時に確実に機能するよう、受信状況の確認や適切な維持管理を進める必要がある。
- ・災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール、防災情報アプリやケーブルテレビの活用等、多様なツールを確保し、さらには複数のツールでの一括配信システムを導入するなど、発信の迅速化を図る必要がある。
- ・本市では、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急速報「エリアメール」サービスの活用を行っている。また、防災情報通信システムにより県と連携を図り、引き続き災害時においても確実に運用できるよう適正な維持管理をする必要がある。
- ・被災者が安否確認に使用する通信手段として、特設公衆電話を市内27の指定避難所に設置している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、防災訓練等で特設公衆電話の体験利用コーナーを設けるなど、災害用伝言ダイヤルの使用方法の普及を図る必要がある。また、緊急時に確実に使用できるよう適正に管理する必要がある。

【公的備蓄の充実】

- ・家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、自主的な備

蓄の促進に向けた啓発に取り組むとともに、市における非常用物資の備蓄の充実を図る必要がある。

【災害用トイレ対策】

- ・災害時にトイレが不足する事態に備え、災害用トイレの備蓄を行っている。災害時における各種応援協定による民間企業との連携を図り、必要に応じて、備蓄数の見直しを図る必要がある。また、災害時における物資供給に関する協定書により、必要に応じて、仮設トイレを活用するなど、トイレ対策を進める必要がある。

【災害対応力強化のための資機材整備】

- ・災害用装備資機材の配備増強を図り、配備された機器について、職員による使用方法の習熟を図る必要がある。

【災害対策用資機材の確保・充実】

- ・被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、本巢市建設協会の災害時応急対策用資機材の備蓄を把握し、緊急時に迅速な対応ができるよう平時における資機材の点検補充の実施、水防倉庫の整備及び関係機関との訓練を実施する必要がある。

【消防力の強化】

- ・岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、消防力の重複などの不均衡を解消するため、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図る必要がある。

【救命救急体制の充実】

- ・多数の重症者が発生した場合、救急活動が遅れるおそれがある。消防団又は自主防災組織等の協力により救命救急活動を行う必要があるため、各種団体等への救命講習の受講を促進していく必要がある。

【被災リスク周知のためのハザードマップの管理と更新】

- ・被災の危険が高い箇所で生活するリスクの周知を行うため、住宅等購入前に不動産業者が、ハザードマップを活用し説明を行うことから、マップ更新の際は、ホームページを最新の状態にし、管理更新をする必要がある。

【協定締結の促進】

- ・食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と協定を締結し、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」を構築する必要がある。

【ライフライン事業者との協力連携の強化】（再掲）

- ・ライフラインの復旧への協力体制を整えるため、平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、連携の強化を図る必要がある。

【道路等の復旧に係る体制の構築】（再掲）

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、体制を構築する必要がある。また、平時から連絡を密にし、連携を強化する必要がある。

【ボランティア対策】

- ・災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生じることなく円滑に活動できるよう、事前に災害時に活躍が期待できるアマチュア無線やオフロード愛好家などのNPOの洗い出しをする必要がある。また、本巢市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施する必要がある。
- ・災害応急対策に当たって、ボランティアが効果的に活動できるよう災害対策本部等にボランティア活動を総合的に調整する機構を整備する必要がある。

【業務継続体制の強化】

- ・BCP（業務継続計画）において、非常時優先業務等について定めており、引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する必要がある。

【越境避難体制の充実】

- ・市域をまたいだ避難について、周辺市町と協定を結んでおり、円滑な越境避難ができるよう訓練を実施する必要がある。

【受援体制の強化】

- ・災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっており、受援体制について、災害時広域受援計画を策定する必要がある。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実を図る必要がある。

【広域連携の推進】

- ・広域避難や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など、広域的に取り組むべき課題について、県、隣接市町との連携の強化を図る必要がある。また、災害時広域受援計画の策定を進める必要がある。

【復旧・復興体制の整備】（再掲）

- ・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する必要がある。

【複合災害への対応力の強化】

- ・後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう災害ごとの対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく必要がある。
- ・様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める必要がある。さらに、地域特性に応じて発生する可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努める必要がある。

【複合災害発生リスクの周知・啓発】

- ・複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する必要がある。

(9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

【再生可能エネルギーの導入拡大】

- ・太陽光などを活用した再生可能エネルギー利用を推進し、公共施設における温室効果ガス排出量の削減と災害時におけるエネルギーセキュリティの向上の両立を図る必要がある。

【環境中の汚染物質の測定体制の充実】

- ・汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、注意喚起が取れるよう、体制の維持・強化を図る必要がある。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- ・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、「本巢市災害廃棄物処理計画」に基づき仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新、民間事業者との連携など、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

【河川に流出したごみ等の撤去】

- ・河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る必要がある。

【火葬体制の確立】

- ・災害時の遺体の取扱い、埋・火葬を的確に遅滞なく行うため、関係機関と連携し、体制の強化を図る必要がある。

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～

【防災教育の推進】

- ・子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、園や学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組を促進する必要がある。
- ・災害の特性や地域の状況に応じて、より安全に行動するための考え方を身につけられるよう、日頃からの学びを深める取組を進める必要がある。
- ・過去の災害や地域の災害リスクを踏まえ、状況に応じた判断力や、自らの命を守る意識を育む教育・啓発を広く行い、家庭や地域と連携した自助の向上につなげる必要がある。

【適切な避難行動の周知・啓発】

- ・浸水が始まった段階での避難場所への「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップや本巢市風水害タイムラインを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める必要がある。また、根尾地域と南部3地域については、地域特性が異なるため、今後2種類のタイムラインを作成する必要がある。
- ・市内で複数の災害が同時に発生する可能性も踏まえ、地域の特性に応じた避難行動等の整理を進め、より安全な行動につながるよう周知に取り組む必要がある。

【避難行動要支援者への対策】

- ・定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、対応が必要な事項を把握する必要がある。また、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう平常時から情報を提供し、また、個別避難計画の作成を促進することで、地域で避難行動要支援者の避難支援タイムラインを作成し連携できる体制を確立する必要がある。

【ハザードマップの活用】

- ・緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや本県市風水害タイムラインにより、一層の周知を図る必要がある。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて周知する必要がある。

【外国人への情報伝達】

- ・災害時の避難施設を外国人にも周知するため、避難場所表示看板の多言語化や、JIS規格及び国土地理院で定めるピクトグラムを活用する必要がある。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進】（再掲）

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。また、タイムラインを考慮し、要配慮者利用施設との連携を図る必要がある。

【消防団の強化】

- ・大規模災害における消防団の救命救助活動に必要な装備の資機材の充実を図り、団員の人材確保と育成を図る必要がある。

【自主防災組織の育成】

- ・市内113の地域で自主防災組織が組織され、防災訓練等積極的な防災活動に取り組んでいる。地域特性に応じ各組織が必要な資機材を配備できるよう、活性化事業補助金を継続するとともに、防災士資格取得を促進するなど、活動支援を行っており、引き続き支援する必要がある。

【防災士の育成】

- ・地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、高度な防災知識と技能を有し、地域の防災リーダーとなる防災士を育成し、地域の避難所運営能力の向上を図る必要がある。

【応急危険度判定士の育成】

- ・余震等による二次災害を防止するため、地震による被災建築物の危険度判定を行う地震被災地建築物応急危険度判定士の計画的な確保と、地震災害時に迅速に活動する体制の整備を図る必要がある。

【人材の確保・育成】（再掲）

- ・関係機関と連携して、医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施等により医療・介護人材の災害対応力の強化を図る必要がある。

【個人備蓄の推進】

- ・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における3日分以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。

【家具固定の推進】（再掲）

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる必要がある。
- ・家具を固定する意思はあるものの、取り付けができない高齢者等の情報を女性消防団から提供を受け、固定器具の取り付けを引き続き支援する必要がある。

【建設業の担い手の育成・確保】

- ・地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備などを通じて、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する必要がある。

【TEC-FORCE の派遣体制確立】（再掲）

- ・国土交通省のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）やリエゾンについて、受入れに係る体制を確立するため、連携を強化し、応急復旧を迅速に行う体制の充実を図る必要がある。

【地域コミュニティによる防災力の向上】

- ・地域ごとの課題や特性を踏まえ、自治会等において地区防災計画の作成を進めるとともに、話し合いや備えの整理を通じて自助・共助の力を高める取組を支援する必要がある。

（11）官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

【民間企業の避難場所の活用と連携】

- ・災害時における各種応援協定に基づき、民間企業の避難場所の提供が受けられるよう、平時から地元企業と自治会との連携を密にし、避難場所の確保充実を図る必要がある。
- ・福祉施設と連携し、福祉避難所設置運営協定の締結に努める必要がある。

【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・生活必需物資や医療救護など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築するとともに実践的な共同訓練を実施する必要がある。

【救出救助に係る連携体制の強化】

- ・救出救助に係る関係機関へ迅速な要請ができるよう、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等と連携を密にする必要がある。

【運輸・交通事業者の災害対応力強化】（再掲）

- ・暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道等の車内に多数の旅客が取り残される事態を回避するため、事業者及び周辺自治体との情報共有や連絡体制を確立する必要がある。また、事業者に風水害タイムラインに応じた行動指針の策定を促す必要がある。

【災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成】

- ・大規模災害発生時に「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」と速やかに連携し、ボランティアの受入体制を整備する必要がある。また、ボランティアの受入体制を事前に整備するため、平時から社会福祉協議会等関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る必要がある。
- ・大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、職員を養成する必要がある。

【防災・減災データの提供推進】

- ・オープンデータを扱うポータルサイトにおいて、土砂災害警戒区域や緊急輸送道路などの防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、より使いやすいデータの提供を進める必要がある。

【PPP/PFI 事業の推進による民間活力の活用】

- ・民間の資金・技術・ノウハウを活用するため、PPP/PFI 等の官民連携手法の活用を検討し、公共施設等の整備・維持管理の効率化を図る必要がある。

(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

【公共施設等の維持管理】

- ・平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画、平成 30 年 3 月に公共施設再配置計画を策定した。それらに基づき公共施設の維持管理における優先順位の考え方や対策等を整理した個別施設計画を令和 2 年度に策定し、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。また、公共施設等総合管理計画については、原則 10 年に 1 度のスパンでの見直しを実施し、順次充実を図る必要がある。

【市営住宅の維持管理】

- ・市営住宅の老朽化については、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「本巣市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。

【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

- ・河川・水路施設等が機能効果を確実に発揮するよう、河川構造物の長寿命化計画の策定や計測、監視機器の設置など、予防保全に努め防災、減災を図る必要がある。また、市の管理河川

の流末となる国、県管理河川の早期整備を促進する必要がある。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

- ・高度成長期以降の、集中的な道路整備に伴い、多数の橋梁や道路舗装の老朽化や劣化の進行が見込まれる中、ライフサイクルコストの縮減、修繕時期の分散化を図るため「本巢市橋梁長寿命化修繕計画」や「道路舗装長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に修繕工事を進めている。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークを維持する必要がある。

【河川構造物等の維持管理対策】

- ・市が管理する河川構造物等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理をする必要がある。

(13) デジタル等新技术活用 ～デジタル等新技术による強靱化施策の高度化～

【有害鳥獣による農作物被害遠隔監視】

- ・設置した罫周辺の状況を常時遠隔監視でき、捕獲時にはリアルタイムで通知が届く、有害鳥獣捕獲のための遠隔監視システムを導入する必要がある。

【庁内 GIS 統合の推進】

- ・統合できていない個別 GIS の統合を推進する必要がある。令和 5 年度に導入した統合型 GIS で、公図、道路台帳図、都市計画基本図など 7 つの業務地図を統合済みである。

【行政手続きのオンライン化の推進】

- ・オンライン化が可能である 209 の行政手続きについて、処理件数が多く、オンライン化の実施が市民の利便性の向上や業務の効率化に寄与すると考えられる手続きから順次オンライン化を実施する必要がある。

【SNS による情報発信の推進】

- ・令和 6 年度に策定した「本巢市広報戦略」に基づいて、発信する情報を整理し、SNS（LINE、Facebook、X、YouTube）の特性に合わせた情報発信（最適化）を行う必要がある。

【AI による衛星画像解析技術を用いた漏水リスク調査の推進】

- ・連携都市（岐阜市、羽島市）と共同で 3 年ごとに AI による衛星画像解析技術を用いた漏水リスク調査を実施し、調査結果に基づく漏水箇所の修繕を実施する必要がある。

【スマート農業技術の導入支援】

- ・農家が ICT やロボット技術、AI 等を活用したスマート農業技術を導入する支援を実施する必要がある。

【災害対応力の強化】（再掲）

- ・令和 2 年度に導入した防災情報システムの機能を活用し、情報の収集及び周知を図り、市災害対策本部の体制をより強化する必要がある。

1.あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1.巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

【道路整備・狭あい道路解消】

- ・幅員の大きな道路は、火災の延焼防止に効果があることから、未整備の都市計画道路等の整備を促進する。
- ・安全で安心なまちづくりのために、また、緊急車両等の通行に妨げがないよう狭あい道路の整備を促進する。

【無電柱化対策】

- ・電柱等の倒壊から緊急輸送道路等を確保するため、必要性等を勘案し、占用制限や計画的に無電柱化の整備をする。

【民間建築物の耐震化】

- ・令和5年度の市内の住宅の耐震化率は80%、多数の者が利用する特定建築物（1号建築物）の耐震化率は90%となっている。防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施するとともに、耐震診断や耐震補強補助などの耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

【空き家対策】

- ・令和5年度の住宅・土地統計調査の結果、市内には約1,440戸（空き家率11.1%）の空き家の推計がされた。今後は、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づき策定した本巣市空き家等対策計画の基本方針に則して空き家等対策協議会を設置するとともに、適正な管理が行われていない空き家の利活用や除却を促進し、空き家対策を総合的かつ計画的に実施する。

【ブロック塀の除却推進】

- ・ブロック塀等の倒壊による被害の防止と道路の通行の安全のため、撤去又は改修を対象に補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀の除却を推進する。

【観光施設等の耐震化】

- ・市の管理する観光施設については、全て耐震基準を満たしているが、本巣市耐震改修促進計画に基づき、今後も建築物の耐震性能、重要度及び地震発生確率を考慮の上、耐震基準を維持するための管理を継続する。

【市有建築物の耐震化】

- ・市有建築物の耐震化率は98%となっている。耐震性を満たしていない施設について、今後公共施設等総合管理計画、公共施設再配置計画、公共施設等個別施設計画に基づき、廃止、統合を進める。

【避難施設の確保】

- ・災害に備え、指定緊急避難場所を指定している。引き続き避難施設を確保するとともに、ハザードマップの配布等により、避難施設の位置について周知を強化する。

【家具固定の推進】

- ・過去の地震災害における死傷者のうち、家具類の転倒、移動による者の割合が高いことから、家具固定の必要性を、防災教育などを活用し、あらゆる世代に普及させる。
- ・家具を固定する意思はあるものの、取り付けができない高齢者等の情報を女性消防団から提供を受け、固定器具の取り付けを引き続き支援する。

【公共施設等の維持管理】

- ・平成29年3月に公共施設等総合管理計画、平成30年3月に公共施設再配置計画を策定

した。それらに基づき公共施設の維持管理における優先順位の考え方や対策等を整理した個別施設計画を令和2年度に策定し、計画的な維持管理・更新を行う。また、公共施設等総合管理計画については、原則10年に1度のスパンでの見直しを実施し、順次充実を図る。

【市営住宅の維持管理】

- ・市営住宅の老朽化については、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「本巢市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。

【市街地整備の促進】

- ・都市の防災機能を向上させるため、老朽化又は非耐火建築物が密集している地区等において、建物の耐震化、不燃化等を図る。

【土地区画整理事業等の促進】

- ・土地区画整理事業・地区計画等を促進することにより、狭あい道路の解消を行い、火災の延焼防止等、都市防災機能の向上を図る。

【公園整備の促進】

- ・公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的に整備する。

【福祉施設等への支援】

- ・社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立について、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化を図る。

【PPP/PFI 事業の推進による民間活力の活用】

- ・民間の資金・技術・ノウハウを活用するため、PPP/PFI等の官民連携手法の活用を検討し、公共施設等の整備・維持管理の効率化を図る。

1-2.集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

【河川整備の促進】

- ・記録的な豪雨により、水害（洪水・内水）が頻発化・激甚化してきており、近年の気候変動等の影響を踏まえると災害リスクが高まることが予想される。そのため、ハード対策と平時の利用を考慮したソフト対策の両面を駆使し、地域特性を踏まえた防災・減災対策を推進する。

【河川に流出したごみ等の撤去】

- ・河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなどにより河川環境の保全を図る。

【河川・水路施設等の維持・長寿命化対策】

- ・河川・水路施設等が機能効果を確実に発揮するよう、河川構造物の長寿命化計画の策定や計測、監視機器の設置など、予防保全に努め防災、減災を図る。また、市の管理河川の流末となる国、県管理河川の早期整備を促進する。

【河川構造物等の維持管理対策】

- ・市が管理する河川構造物等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理をする。

【気候変動を踏まえた防災対策の推進】

- ・自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組を推進する。
- ・気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する流域治水を促進する。

1-3.大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生

【砂防、急傾斜地崩壊防止、雪崩対策】

- ・土砂災害のおそれのある警戒区域の対策を国及び県に要望し、これを促進する。また、土砂災害対策及び雪崩災害対策事業を推進する。
- ・豪雪地帯において、雪崩による災害から人命を守る集落保護を目的として、必要な箇所については、県と協力し雪崩防止工事を実施する。

【急傾斜地及び道路法面の崩壊対策】

- ・集中豪雨等による土砂災害への予防対策として、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進していく。県においては、地域特性を踏まえた総合的な土砂災害対策を計画的に進められており、その一部である急傾斜地及び道路法面の崩壊による災害防止を県と連携し、計画的に事業を推進する。

【森林の保全・治山対策】

- ・山地における自然災害を防止するための対策として、治山事業（溪間工、森林整備等）による対策を県に要望し、これを促進する。

【大規模盛土造成地対策】

- ・盛土の規制について、総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を明確化し、併せて許可状況や不適正事案への対応などの情報共有を行う連携会議を定期的を開催する。
- ・市内の大規模盛土造成地の把握に努めるとともに、大規模盛土造成地であると判明した場合には滑動崩落防止などの予防対策を行い、被害の軽減を図る。

【気候変動を踏まえた防災対策の推進】（再掲）

- ・自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組を推進する。
- ・気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する流域治水を促進する。

1-4.避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生

【帰宅困難者対策】

- ・岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査（平成 24 年度 岐阜県）に基づき、南海トラフ巨大地震の帰宅困難者は 192 人と想定され、食料、飲料水、寝具を備蓄している。今後は、備蓄品の適切な維持管理に努めるとともに、帰宅困難者の誘導、受入れ、備蓄品の配布等について、体制の強化を図る。

【被災リスク周知のためのハザードマップの管理と更新】

- ・被災の危険が高い箇所での生活するリスクの周知を行うため、住宅等購入前に不動産業者が、ハザードマップを活用し説明を行うことから、マップ更新の際は、ホームページを最新の状態にし、管理更新をする。

【緊急地震速報時の対応強化】

- ・緊急地震速報は、音声により通知することが目的でなく、受信した各個人が適切な身を守る行動をとることが重要である。防災教育、出前講座等により、緊急地震速報を聞いたときにとっさに身を守る適切な行動がとれるよう、啓発する。

【住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化】

- ・防災行政無線戸別受信機を、各家庭や事業所に無償で貸し出し、難聴地域の解消を図っており、災害時に確実に機能するよう、受信状況の確認や適切な維持管理を進める。
- ・災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メール、防災情報アプリやケーブルテレビの活用等、多様なツールを確保し、さらには複数のツール

での一括配信システムを導入するなど、発信の迅速化を図る。

- ・本市では、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急速報「エリアメール」サービスの活用を行っている。また、防災情報通信システムにより県と連携を図り、引き続き災害時においても確実に運用できるよう適正な維持管理をする。
- ・被災者が安否確認に使用する通信手段として、特設公衆電話を市内 27 の指定避難所に設置している。特設公衆電話による安否確認は、災害用伝言ダイヤル（171）の使用を前提としていることから、防災訓練等で特設公衆電話の体験利用コーナーを設けるなど、災害用伝言ダイヤルの使用方法の普及を図る。また、緊急時に確実に使用できるよう適正に管理する。

【防災教育の推進】

- ・子どもを通じて、その親世代の防災意識の向上を図るため、園や学校において、家庭や地域と連携した防災教育の取組を継続的に進めるとともに、自主的な取組を促進する。
- ・災害の特性や地域の状況に応じて、より安全に行動するための考え方を身につけられるよう、日頃からの学びを深める取組を進める。
- ・過去の災害や地域の災害リスクを踏まえ、状況に応じた判断力や、自らの命を守る意識を育む教育・啓発を広く行い、家庭や地域と連携した自助の向上につなげる。

【適切な避難行動の周知・啓発】

- ・浸水が始まった段階での避難場所への「水平避難」は、水路への落下等様々な危険を伴うため、ハザードマップや本県市風水害タイムラインを活用し、水害リスクと併せて、「垂直避難」「屋内退避」など状況に応じた適切な避難行動を行う必要性について、一層の周知を進める。また、根尾地域と南部 3 地域については、地域特性が異なるため、今後 2 種類のタイムラインを作成する。
- ・市内で複数の災害が同時に発生する可能性も踏まえ、地域の特性に応じた避難行動等の整理を進め、より安全な行動につながるよう周知に取り組む。

【避難行動要支援者への対策】

- ・定期的な避難行動要支援者の把握、名簿の更新を行うとともに、対応が必要な事項を把握する。また、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう平常時から情報を提供し、また、個別避難計画の作成を促進することで、地域で避難行動要支援者の避難支援タイムラインを作成し連携できる体制を確立する。

【ハザードマップの活用】

- ・緊急的に命を守るために避難する「指定緊急避難場所」と災害後に避難生活を送る「指定避難所」を指定しており、各種ハザードマップや本県市風水害タイムラインにより、一層の周知を図る。その際、両者の性質の違いや災害種別によっては使用できない場合があることについても、併せて周知する。

【外国人への情報伝達】

- ・災害時の避難施設を外国人にも周知するため、避難場所表示看板の多言語化や、JIS 規格及び国土地理院で定めるピクトグラムを活用する。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進】

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなるため、水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。また、タイムラインを考慮し、要配慮者利用施設との連携を図る。

【防災・減災データの提供推進】

- ・オープンデータを扱うポータルサイトにおいて、土砂災害警戒区域や緊急輸送道路などの防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、より使いやすいデータの提供を進める。

【地域コミュニティによる防災力の向上】

- ・地域ごとの課題や特性を踏まえ、自治会等において地区防災計画の作成を進めるとともに、話し合いや備えの整理を通じて自助・共助の力を高める取組を支援する。

1-5.暴風雪や豪雪等に伴う災害（孤立、大規模車両滞留など）による多数の死傷者の発生

【道路における大雪対策】

- ・大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る。また、市内の主幹道路を管理する県との連携を密にする。

【運輸・交通事業者の災害対応力強化】

- ・暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道等の車内に多数の旅客が取り残される事態を回避するため、事業者及び周辺自治体との情報共有や連絡体制を確立する。また、事業者に風水害タイムラインに応じた行動指針の策定を促す。

2.救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、被害を最小限に抑えらるとともに関連死を最大限防ぐ

2-1.被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【埋設ガス管の耐震化】

- ・公共施設等の敷地内に埋設されている古いガス管は、鋼製のものが多くを占めており、年数の経過に伴い腐食・劣化が進行していると推測され、ガス漏れによる火災や爆発のおそれもあるため、埋設ガス管の耐震化を促進する。

【公的備蓄の充実】

- ・家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に取り組むとともに、市における非常用物資の備蓄の充実を図る。

【再生可能エネルギーの導入拡大】

- ・太陽光などを活用した再生可能エネルギー利用を推進し、公共施設における温室効果ガス排出量の削減と災害時におけるエネルギーセキュリティの向上の両立を図る。

【支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化】

- ・生活必需物資や医療救護など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築するとともに実践的な共同訓練を実施する。

【鳥獣害対策】

- ・災害時でも安定的に農産物を生産するために農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する。

【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

- ・農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援を継続する。

【有害鳥獣による農作物被害遠隔監視】

- ・設置した罫周辺の状況を常時遠隔監視でき、捕獲時にはリアルタイムで通知が届く、有害鳥獣捕獲のための遠隔監視システムを導入する。

2-2.道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生

【孤立集落の発生に備えた樹木伐採】

- ・本市の地形的特性上、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわた

り孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き促進する。

【道路啓開の迅速な実施】

- ・発災時に「本巢市地域防災計画」にある「啓開作業の実施」に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

2-3.自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

【消防力の強化】

- ・岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき、消防力の重複などの不均衡を解消するため、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図る。

【消防団の強化】

- ・大規模災害における消防団の救命救助活動に必要な装備の資機材の充実を図り、団員の人材確保と育成を図る。

【救出救助に係る連携体制の強化】

- ・救出救助に係る関係機関へ迅速な要請ができるよう、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等と連携を密にする。

2-4.医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【災害医療体制の充実】

- ・医療機関等との連携強化などにより、災害時の医療救護体制の充実を引き続き進める。
- ・医療機関等との連携を強化して、重篤化を未然に防ぐ取組を推進する。
- ・医療機関と連携して、災害時においても救急医療が実施できる体制を確保する。

【福祉施設、病院の耐震化】

- ・民間の社会福祉施設、病院に対し、耐震化を促すなど耐震化率の向上を図る。

【医療施設等におけるエネルギー確保】

- ・災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、医療施設が行う非常用自家発電設備や給水設備等の整備に対する支援をする。

【人材の確保・育成】

- ・関係機関と連携して、医師確保の推進、就労環境の改善など、医療・介護人材の計画的な確保・育成に取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施等により医療・介護人材の災害対応力の強化を図る。

【福祉施設等への支援】（再掲）

- ・社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立について、現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化を図る。

【公衆衛生意識の啓発】

- ・広報、メール配信、出前講座等により、日頃より感染症予防や災害時における健康・栄養・薬の管理の必要性を啓発し、市民意識の底上げを図る。

【救命救急体制の充実】

- ・多数の重症者が発生した場合、救急活動が遅れるおそれがある。消防団又は自主防災組織等の協力により救命救急活動を行う必要があるため、各種団体等への救命講習の受講を促進していく。

2-5.長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

【避難所環境の充実】

- ・令和3年10月に改訂した避難所運営マニュアルに基づき、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう避難所環境の充実を図る。

【保健・栄養活動】

- ・不十分な健康管理による持病の悪化や新たな疾病の発症予防、生活環境の変化による心の不調やエコノミークラス症候群の予防など、災害時において迅速かつ効果的に保健活動が展開できるように対策を講じる。
- ・不十分な栄養環境による持病の悪化や低栄養を予防するため、緊急応援物資や備蓄物資を活用して、迅速かつ効果的に栄養活動が展開できるように対策を講じる。

【逸走動物対策】

- ・災害発生時、ペット等多くの動物が逸走することにより、混乱が生じるおそれがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所（岐阜保健所、本巣・山県センターを想定）の設置・運営に向けた対策を講じる。

【災害用トイレ対策】

- ・災害時にトイレが不足する事態に備え、災害用トイレの備蓄を行っている。災害時における各種応援協定による民間企業との連携を図り、必要に応じて、備蓄数の見直しを図る。また、災害時における物資供給に関する協定書により、必要に応じて、仮設トイレを活用するなど、トイレ対策を進める。

【火葬体制の確立】

- ・災害時の遺体の取扱い、埋・火葬を的確に遅滞なく行うため、関係機関と連携し、体制の強化を図る。

2-6.想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱

【企業備蓄の推進】

- ・災害発生後の混乱の中で、各事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、交通結節点等各所で混雑が発生し、集団転倒の発生や、応急救助活動の妨げとなることが考えられるため、「むやみに移動を開始しない」という原則を広く周知するとともに、各事業所で従業員が待機することができるよう、事業所における備蓄を促進する。

【越境避難体制の充実】

- ・市域をまたいだ避難について、周辺市町と協定を結んでおり、円滑な越境避難ができるよう訓練を実施する。

【民間企業の避難場所の活用と連携】

- ・災害時における各種応援協定に基づき、民間企業の避難場所の提供が受けられるよう、平時から地元企業と自治会との連携を密にし、避難場所の確保充実を図る。
- ・福祉施設と連携し、福祉避難所設置運営協定の締結に努める。

2-7.大規模な自然災害と感染症との同時発生

【感染症対策】

- ・生活環境の変化による感染症等の発生及び拡大の防止のため、市民一人一人へ感染症予防に関する対策の周知を図る。

3.必要不可欠な行政機能を確保する

3-1.市職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下

【避難所の防災機能・生活環境の向上】

- ・避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を促進する。その上で、災害発生時には、業界団体と締結した協定により可動式空調機器や非常用発電機などの資機材や専門技術者を機動的に確保する。

【福祉支援体制の構築・要配慮者の避難の確保】

- ・高齢者介護施設の夜間等における職員を確保するため、非常時に参集できる体制の徹底と、職員の認識を高めていくよう依頼する。
- ・災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合の、迅速な避難の確保を図るよう避難支援関係者等と調整を図る。

【災害時健康管理体制の整備】

- ・発災初動における保健所との役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備が進んでいないことから、引き続き平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。

【被害認定調査の効率化】

- ・大規模災害時には、多くの住宅が被災し、罹災証明書の交付申請が集中することが予想される。罹災証明書の交付の遅延は、復旧・復興の遅れにつながることから、「罹災証明書交付事務マニュアル」を策定する。また、発行体制の強化を図るため、必要に応じてマニュアルを改正するほか、職員に対する研修を実施する。

【本巢 PA 周辺での防災機能の確保】

- ・災害応急活動の中核拠点として、コミュニティ防災拠点、地域防災拠点、道の駅の整備・機能強化を進める。大規模災害時の迅速な対応のため、救助活動、物資配分、ライフライン復旧機能を持つ広域防災拠点施設の指定を目指し、効果的な災害対策体制を構築する。

【避難所機能の充実】

- ・整備した備蓄品、設備の適切な更新、維持管理を図り、備蓄品等の保管場所を確保する。

【広域連携の推進】

- ・広域避難や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など、広域的に取り組むべき課題について、県、隣接市町との連携の強化を図る。また、災害時広域受援計画の策定を進める。

【業務継続体制の強化】

- ・BCP（業務継続計画）において、非常時優先業務等について定めており、引き続き非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する。

【災害対応力強化のための資機材整備】

- ・災害用装備資機材の配備増強を図り、配備された機器について、職員による使用方法の習熟を図る。

【災害対応力の強化】

- ・台風や豪雨等の発生前から予測が可能な災害において、時系列にまとめた「本巢市風水害タイムライン」に従い、出水期前に情報伝達訓練を継続して実施する。
- ・令和2年度に導入した防災情報システムの機能を活用し、情報の収集及び周知を図り、市災害対策本部の体制をより強化する。
- ・大規模土砂災害に対して、速やかにかつ効率よく災害対応行うため国、県、市等の関係

者による「越美山系大規模土砂災害危機管理連絡調整会」を組織し、連携した取組を進める。

【受援体制の強化】

- ・災害時相互応援協定により、他自治体からの応援を受けられることとなっており、受援体制について、災害時広域受援計画を策定する。応援職員が円滑に応急業務を実施できるよう、マニュアル類の充実を図る。

【庁内 GIS 統合の推進】

- ・統合できていない個別 GIS の統合を推進する。令和 5 年度に導入した統合型 GIS で、公図、道路台帳図、都市計画基本図など 7 つの業務地図を統合済みである。

【行政手続きのオンライン化の推進】

- ・オンライン化が可能である 209 の行政手続きについて、処理件数が多く、オンライン化の実施が市民の利便性の向上や業務の効率化に寄与すると考えられる手続きから順次オンライン化を実施する。

4.生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1.サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響

【道路啓開の迅速な実施】（再掲）

- ・発災時に「本巢市地域防災計画」にある「啓開作業の実施」に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。

【運輸・交通事業者の災害対応力強化】（再掲）

- ・暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道等の車内に多数の旅客が取り残される事態を回避するため、事業者及び周辺自治体との情報共有や連絡体制を確立する。また、事業者に風水害タイムラインに応じた行動指針の策定を促す。

【農地の復旧・復興】

- ・早期の営農再開に向け様々な助成制度を活用して、農地整備を通じた農地の面的集約、経営の規模拡大を目指し競争力ある経営体を育成する。

【企業の事業継続支援】

- ・サプライチェーンの維持において、企業の事業継続や早期復旧が最も重要であり、BCP（業務継続計画）を策定しようとする中小企業に対し、内閣府（防災担当）が作成した「事業継続ガイドライン第三版」等の周知を実施し、策定率の向上を図る。

【本社機能の誘致・企業誘致】

- ・大都市近郊という地の利や東海環状自動車道西回りルート及びインターチェンジが整備されるという有利性を生かし、首都圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進、企業誘致を促進する。

【観光地等の風評被害防止対策の推進】

- ・大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。

【SNS による情報発信の推進】

- ・令和 6 年度に策定した「本巢市広報戦略」に基づいて、発信する情報を整理し、SNS（LINE、Facebook、X、YouTube）の特性に合わせた情報発信（最適化）を行う。

4-2. 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

【環境中の汚染物質の測定体制の充実】

- ・汚染物質の環境中への大規模放出が発生した場合に、迅速に覚知し、注意喚起が取れるよう、体制の維持・強化を図る。

4-3. 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

【農業施設の用排水機能確保】

- ・農業施設の経年劣化等が進行しているため、機能保全計画の策定を進めるとともに、計画的に施設の長寿命化や更新を図る。
- ・安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。

【鳥獣害対策】（再掲）

- ・災害時でも安定的に農産物を生産するために農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する。

【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】（再掲）

- ・農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援を継続する。

【協定締結の促進】

- ・食料等の確保体制を構築するため、民間企業等と協定を締結し、平常時から協定締結先との「顔の見える関係」を構築する。

【個人備蓄の推進】

- ・大規模災害発生後には、物資供給の停滞により、必要な食料等の入手が困難となる可能性があるため、家庭等における3日分以上の備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組む。

【卸売市場施設整備の推進】

- ・災害時においても生鮮食料品等の安定供給を確保するため、卸売市場の整備を支援する。

【有害鳥獣による農作物被害遠隔監視】（再掲）

- ・設置した罫周辺の状況を常時遠隔監視でき、捕獲時にはリアルタイムで通知が届く、有害鳥獣捕獲のための遠隔監視システムを導入する。

4-4. 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

【農林道の整備】

- ・「本巣市森林整備計画」等に基づく林道の計画的な整備を促進するとともに、既存林道や施設の維持管理をする。また、農業の振興を図る地域の支線的な農道等についても施設の維持管理をする。

【災害に強い森林づくり】

- ・「本巣市森林整備計画」により森林機能区分に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を県とともに適宜実施し、健全な森林資源の維持造成を図る。

5.情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1.ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止

【大規模停電に備えた樹木の事前伐採】

- ・暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、市の所管課と電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に促進する。

【上下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進】

- ・上下水道施設全体で耐震化を進めるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び重要給水施設への管路について、優先的に耐震化を図ってきており、更なる耐震化及び機能強化を促進する。

【上下水道における業務継続体制の整備】

- ・大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため策定された上下水道 BCP（業務継続計画）を定期的にブラッシュアップする。

【合併処理浄化槽への転換促進】

- ・災害時には生活環境が悪化することが想定されるため、下水道事業計画区域（農業集落排水計画区域を含む）外にある単独処理浄化槽やくみ取り便所を使用している住宅に対し、合併処理浄化槽への切り替えを促進する。

【電気事業者の災害対応力強化】

- ・電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図るよう促進する。

【ライフライン事業者との協力連携の強化】

- ・ライフラインの復旧への協力体制を整えるため、平常時からの情報交換を行うとともに、総合防災訓練へ関係事業者に参加いただくなど、連携の強化を図る。

【情報通信事業者の災害対応力強化】

- ・災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話を設置したことから、今後適正に維持管理する。また、避難所の施設数に合わせて計画的に設置する。

【AI による衛星画像解析技術を用いた漏水リスク調査の推進】

- ・連携都市（岐阜市、羽島市）と共同で3年ごとにAIによる衛星画像解析技術を用いた漏水リスク調査を実施し、調査結果に基づく漏水箇所の修繕を実施する。

5-2.幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

【道路ネットワークの確保】

- ・風水害、地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、最低限、緊急車両が通行できる機能を確保する必要がある。そのためには、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の橋梁の長寿命化耐震化等を推進していく。また、緊急輸送道路等の確保と共に、それに繋がる幹線道路等の整備についても必要性等を勘案し、橋梁の長寿命化、耐震化等災害に備えた対策を進める。
- ・災害時において、道路交通の安全を確保するため、歩行者や自転車、自動車等が適切に分離された安全な道路空間の整備や防護柵・標識・路面表示等、計画的な交通安全対策を推進する。

【樽見鉄道との連携、存続支援】

- ・樽見鉄道は、地域を支える重要な交通機関であることから、県及び沿線自治体などと連

携し、存続を支援する。

【道路等の復旧に係る体制の構築】

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、体制を構築する。また、平時から連絡を密にし、連携を強化する。

【幹線道路、東海環状自動車道 IC アクセス道路整備】

- ・南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、名古屋圏のゼロメートル地帯に位置する中枢機能のバックアップが期待される。そのため、道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、東海環状自動車道等の整備に合わせてアクセス性の強化を図る。また、広域のかつ高規格の幹線道路を軸とした、市内の幹線道路ネットワークの構築及び本巣市道路網整備計画を推進する。

【道路施設の維持・長寿命化対策】

- ・高度成長期以降の、集中的な道路整備に伴い、多数の橋梁や道路舗装の老朽化や劣化の進行が見込まれる中、ライフサイクルコストの縮減、修繕時期の分散化を図るため「本巣市橋梁長寿命化修繕計画」や「道路舗装長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に修繕工事を進めている。引き続き予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークを維持する。

6.地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1.災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- ・衛生的な生活環境を保持するためには、災害廃棄物を円滑に処理することが必要なため、「本巣市災害廃棄物処理計画」に基づき仮置き場候補地を選定するなど、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整えているが、計画の更新、民間事業者との連携など、引き続き処理体制の充実を図る。

6-2.災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、建設業者ほか地域に精通した技術者）の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ

【被災住宅への支援】

- ・被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化する。また、被害認定調査と罹災証明書発行業務が迅速に行われるよう被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。

【応急危険度判定士の育成】

- ・余震等による二次災害を防止するため、地震による被災建築物の危険度判定を行う地震被災地建築物応急危険度判定士の計画的な確保と、地震災害時に迅速に活動する体制の整備を図る。

【ボランティア対策】

- ・災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生じることなく円滑に活動できるよう、事前に災害時に活躍が期待できるアマチュア無線やオフロード愛好家などのNPOの洗い出しをする。また、本巣市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施する。
- ・災害応急対策に当たって、ボランティアが効果的に活動できるよう災害対策本部等にボランティア活動を総合的に調整する機構を整備する。

【自主防災組織の育成】

- ・市内113の地域で自主防災組織が組織され、防災訓練等積極的な防災活動に取り組んで

いる。地域特性に応じ各組織が必要な資機材を配備できるよう、活性化事業補助金を継続するとともに、防災士資格取得を促進するなど、活動支援を行っており、引き続き支援する。

【防災士の育成】

- ・地域が主体的に避難所の運営を行うことにより、平常時のコミュニティを活かした運営の円滑化、職員が他の復旧業務に従事することによる復旧の迅速化も見込むことができるため、高度な防災知識と技能を有し、地域の防災リーダーとなる防災士を育成し、地域の避難所運営能力の向上を図る。

【建設業の担い手の育成・確保】

- ・地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、魅力ある労働環境の整備などを通じて、将来にわたって希望と誇りの持てる建設業の確立を支援する。

【災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成】

- ・大規模災害発生時に「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」と速やかに連携し、ボランティアの受入体制を整備する。また、ボランティアの受入体制を事前に整備するため、平時から社会福祉協議会等関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。
- ・大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、職員を養成する。

【TEC-FORCEの派遣体制確立】

- ・国土交通省のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）やリエゾンについて、受入れに係る体制を確立するため、連携を強化し、応急復旧を迅速に行う体制の充実を図る。

6-3.公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

【道路等の復旧に係る体制の構築】（再掲）

- ・関係団体による被害状況の調査や、公共施設の応急復旧活動への協力について、体制を構築する。また、平時から連絡を密にし、連携を強化する。

【災害対策用資機材の確保・充実】

- ・被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、本県市建設協会の災害時応急対策用資機材の備蓄を把握し、緊急時に迅速な対応ができるよう平時における資機材の点検補充の実施、水防倉庫の整備及び関係機関との訓練を実施する。

【液状化・地盤沈下対策の推進】

- ・液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過などの把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する啓発を行う。特に、液状化現象により生じる被害について市民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行う。
- ・液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う。
- ・強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には、地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害の二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行う。
- ・ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施する。

6-4. 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失

【文化財の保護対策の推進】

- ・地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援を行う。

【環境保全の推進】

- ・本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりを推進する。

【スマート農業技術の導入支援】

- ・農家が ICT やロボット技術、AI 等を活用したスマート農業技術を導入する支援を実施する。

6-5. 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【地籍調査】

- ・土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き推進する。

【仮設住宅、復興住宅の供給】

- ・仮設住宅、復興住宅として活用可能な敷地を把握しておく。また、運用にあたっては、地域コミュニティを重視する。

6-6. 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

【復旧・復興体制の整備】

- ・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する。

7. 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える

7-1. 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

【孤立集落の発生に備えた樹木伐採】（再掲）

- ・本市の地形的特性上、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念されるため、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き促進する。

【孤立集落の発生に備えた備蓄の推進・通信手段の確保】

- ・集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけるとともに、自治会単位の備蓄の充実を促進する。
- ・孤立集落が発生しても通信手段等の途絶を回避するため、自主防災組織活性化事業補助金を活用して通信機器や非常用電源の確保を促進する。

7-2.地震後の豪雨災害や地震後の原子力災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態

【仮設住宅、復興住宅の供給】（再掲）

- ・仮設住宅、復興住宅として活用可能な敷地を把握しておく。また、運用にあたっては、地域コミュニティを重視する。

【復旧・復興体制の整備】（再掲）

- ・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制を整備する。

【情報通信事業者の災害対応力強化】（再掲）

- ・災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話を設置したことから、今後適正に維持管理する。また、避難所の施設数に合わせて計画的に設置する。

【災害対策用資機材の確保・充実】（再掲）

- ・被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、本県市建設協会の災害時応急対策用資機材の備蓄を把握し、緊急時に迅速な対応ができるよう平時における資機材の点検補充の実施、水防倉庫の整備及び関係機関との訓練を実施する。

【複合災害への対応力の強化】

- ・後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう災害ごとの対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- ・様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生する可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努める。

【複合災害発生リスクの周知・啓発】

- ・複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

【河川構造物等の維持管理対策】（再掲）

- ・市が管理する河川構造物等について、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理をする。

別紙 4 関連事業一覧

事業名	整備延長	事業期間	事業費	備考
市道糸貫 2008 号線整備事業	L=0.45km	R9～R13	200,000 千円	国庫補助事業
市道真正 2010 号線整備事業	L=0.25km	R8～R10	105,000 千円	国庫補助事業
市道糸貫 0112 号線整備事業	L=0.5km	R8～R10	180,000 千円	国庫補助事業
市道糸貫 0008 号線整備事業	L=0.62km	R10～R14	213,000 千円	国庫補助事業
市道糸貫 2015・2217 号線整備事業	L=0.2km	R11～R15	210,000 千円	国庫補助事業
市道真正 1044 号線整備事業	L=0.4km	R11～R15	200,000 千円	国庫補助事業

本巢市国土強靱化地域計画

～強く、しなやかで暮らしやすいまち・本巢を次世代に引き継ぐために～

令和8（2026）年3月

発行 本巢市

編集 本巢市総務部総務課防災安全係
〒501-0491 本巢市早野255番地
電話番号058-321-5191